

習志野市新型インフルエンザ等対策行動計画



平成28年 4月

目 次

I はじめに

- 1 新型インフルエンザ等の発生と危機管理・・・・・・・・・・ 1
- 2 新型インフルエンザ対策の経緯・・・・・・・・・・ 2
- 3 行動計画の作成・・・・・・・・・・ 3

II 新型インフルエンザ等対策実施に関する基本的な方針

- 1 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略・・・・・・・・ 5
 - (1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する・・・・・・・・ 5
 - (2) 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする・・・・・・・・ 5
- 2 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方・・・・・・・・ 6
- 3 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点・・・・・・・・ 10
 - (1) 基本的人権の尊重・・・・・・・・ 10
 - (2) 危機管理としての特措法の性格・・・・・・・・ 10
 - (3) 関係機関相互の連携協力の確保・・・・・・・・ 10
 - (4) 記録の作成・保存・・・・・・・・ 10
- 4 新型インフルエンザ等発生時の被害と影響について・・・・・・・・ 11
 - (1) 新型インフルエンザ等の発生時の被害想定について・・・・・・・・ 11
 - (2) 新型インフルエンザ等の発生時の社会への影響について・・・・・・・・ 13

5 対策推進のための役割分担・・・・・・・・・・14

- (1) 国の役割・・・・・・・・・・14
- (2) 県の役割・・・・・・・・・・14
- (3) 市の役割・・・・・・・・・・15
- (4) 医療機関の役割・・・・・・・・・・15
- (5) 指定（地方）公共機関の役割・・・・・・・・・・16
- (6) 登録事業者の役割・・・・・・・・・・16
- (7) 一般の事業所の役割・・・・・・・・・・16
- (8) 市民の役割・・・・・・・・・・16

6 行動計画の主要6項目・・・・・・・・・・18

- (1) 実施体制・・・・・・・・・・18
- (2) 情報収集・提供・・・・・・・・・・22
- (3) 予防・まん延防止・・・・・・・・・・24
- (4) 予防接種・・・・・・・・・・25
- (5) 医療・・・・・・・・・・27
- (6) 市民生活及び市民経済の安定の確保・・・・・・・・・・28

7 発生段階・・・・・・・・・・29

Ⅲ 新型インフルエンザ等発生の各段階における対策

1 未発生期・・・・・・・・・・32

- 1-1 市が行う対策・・・・・・・・・・32
- 1-2 市民が行うこと・・・・・・・・・・35
- 1-3 関係団体・市民団体が行うこと・・・・・・・・・・35
- 1-4 事業者が行うこと・・・・・・・・・・36
- 1-5 医療関係団体・各医療機関等が行うこと・・・・・・・・・・36

2 海外発生期・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38

2-1 市が行う対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38

2-2 市民が行うこと・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40

2-3 関係団体・市民団体が行うこと・・・・・・・・・・ 40

2-4 事業者が行うこと・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40

2-5 医療関係団体・各医療機関等が行うこと・・・・ 41

3 国内発生早期（県内未発生期～県内発生早期）・・・・ 42

3-1 市が行う対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42

3-2 市民が行うこと・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 46

3-3 関係団体・市民団体が行うこと・・・・・・・・・・ 46

3-4 事業者が行うこと・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47

3-5 医療関係団体・各医療機関等が行うこと・・・・ 47

4 国内感染期（県内感染早期～県内感染期）・・・・ 48

4-1 市が行う対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 48

4-2 市民が行うこと・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 53

4-3 関係団体・市民団体が行うこと・・・・・・・・・・ 53

4-4 事業者が行うこと・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 54

4-5 医療関係団体・各医療機関等が行うこと・・・・ 54

5 小康期・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 56

5-1 市が行う対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 56

5-2 市民が行うこと・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 58

5-3 関係団体・市民団体が行うこと・・・・・・・・・・ 58

5-4 事業者が行うこと・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 58

5-5 医療関係団体・各医療機関等が行うこと・・・・ 58

【用語の解説】・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 59

【用語の定義】・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 63

【資 料】

- 1 習志野市新型インフルエンザ等対策審議会・・・・・・・・・・資料1
 - (1) 審議会設置条例・・・・・・・・・・資料1
 - (2) 委員名簿・・・・・・・・・・資料3
 - (3) 検討経過・・・・・・・・・・資料4
- 2 習志野市危機管理に関する庁内検討委員会・・・・・・・・・・資料6
 - (1) 設置要領・・・・・・・・・・資料6
 - (2) 検討経過・・・・・・・・・・資料8
- 3 習志野市新型インフルエンザ等対策本部条例・・・・・・・・・・資料9
- 4 新型インフルエンザ等対策特別措置法（抜粋）・・・・・・・・・・資料11

I はじめに

1 新型インフルエンザ等の発生と危機管理

新型インフルエンザは、季節性インフルエンザのウイルスとはその抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより発生するものである。ほとんどの人が新型インフルエンザに対する基礎免疫を獲得していないため、新型インフルエンザが発生すると世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害と、それに伴う深刻な社会的経済的ダメージをもたらすことが懸念されている。

新型のウイルスは、それぞれの人や動物の体内で遺伝子の変異と増殖を繰り返しており、これらの変異の過程でこれまでに人類が遭遇したことのない新たな感染力と致死率の高い病原性を持つウイルスが発生する可能性がある。

近年、東南アジアなどを中心に鳥の間で高い病原性を示す鳥インフルエンザ（A/H5N1）ウイルスによる感染が確認されており、このウイルスが人に感染し死亡する例も散発的ではあるが報告されている。

2009年（平成21年）4月には、新型インフルエンザ（A/H1N1）がメキシコで確認され世界的な大流行となり、病原性は季節性インフルエンザと同程度であったが、わが国においても、一時的、地域的に、医療現場の混乱や物資の逼迫などが起こった。

また、2013年（平成25年）3月には、鳥インフルエンザ（A/H7N9）ウイルスの、人への感染が初めて中国において確認され、死亡者も出ている。このようなことから、従来から注目されてきた A/H5N1 型に加え、A/H7N9 型の鳥インフルエンザウイルスからも新型インフルエンザが発生するのではないかと懸念されている。

そのため、新型インフルエンザ等が発生した場合には、市の危機管理として対応する必要がある。

本市としては、「感染拡大を可能な限り抑制し市民の生命及び健康を保護すること」、「市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにすること」を主たる目的として対策を講じていく。

2 新型インフルエンザ対策の経緯

国は、2005年（平成17年）に、WHO（世界保健機関）に準じて「新型インフルエンザ対策行動計画（以下「行動計画」という。）を策定して以来、数次の部分的な改定を行い、2008年（平成20年）の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律（平成20年法律第30号）」による新型インフルエンザ対策の強化を受け、2009年（平成21年）2月に行動計画を改定した。

同年の新型インフルエンザ（A/H1N1）の世界的大流行では、わが国の健康被害の程度は、諸外国と比較して低い水準にとどまったが、この対策実施を通じて、実際の現場での運用や病原性が低い場合の対応等について、多くの知見や教訓等が得られた。

これらの教訓等を踏まえ、病原性の高い新型インフルエンザが発生し、まん延する場合に備えるため、2011年（平成23年）9月に行動計画を改定するとともに、対策の実効性をより高めるための法制の検討を重ね、2012年（平成24年）5月に、病原性の高い新型インフルエンザと同様の危険性のある新感染症も対象とする危機管理の法律として、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）を制定し、2013年（平成25年）4月に施行した。

特措法は、病原性の高い新型インフルエンザや同様な危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的としたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

本市においては、2014年（平成26年）2月に策定された「習志野市の危機管理指針」における4つの危機（①災害、②武力攻撃事態等及び緊急処理事態、③新型インフルエンザ等感染症、④その他）のうちのひとつとして、新型インフルエンザ等対策を位置付けている。

3 行動計画の作成

国は、特措法第6条に基づき、2013年（平成25年）6月に「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）を作成した。

政府行動計画は、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や国が実施する措置等を示すとともに、都道府県が都道府県行動計画を、指定公共機関が業務計画を作成する際の基準となるべき事項等を定めており、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況に対応できるよう、対策の選択肢を示したものである。

千葉県は、2005年（平成17年）11月に「千葉県新型インフルエンザ対策行動計画」を作成し、数次にわたり改定を行ってきたが、政府行動計画の作成を踏まえ、特措法第7条に規定された行動計画として、2013年（平成25年）11月に抜本的な改定を行い、千葉県における新型インフルエンザ等対策の基本方針を示す「千葉県新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「県行動計画」という。）を作成した。

本市でも、2006年（平成18年）3月に行動計画を作成し、その後2009年（平成21年）7月に改定を行っているが、今回、特措法に基づく政府行動計画、県行動計画を踏まえ、特措法第8条の規定による「習志野市新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「市行動計画」という。）を作成することとした。

市行動計画作成に当たっては、全庁が一体となり取組みを推進するため、「習志野市危機管理に関する庁内検討委員会」（以下「庁内検討委員会」という。）において、市行動計画の検討を重ねた。

また、習志野市新型インフルエンザ等対策審議会（以下「審議会」という。）において、審議を行った。

本市の実効性ある新型インフルエンザ等対策を整備し、新型インフルエンザ等発生時の対策において役割を担う市民団体等の意見を反映させるため、審議会の委員は、専門家や関係行政機関の職員等の他に下記市民団体等の代表者に委員を委嘱した。

- 関係団体・市民団体（社会福祉協議会・町会・自治会・民生委員・児童委員・高齢者相談員・消防団等）
- 事業者（商店会・大型店舗・介護サービス事業者・障がい福祉サービス事業者等）
- 医療関係団体（医師会・歯科医師会・薬剤師会含む）・各医療機関等（薬局等含む）

市行動計画は、本市における新型インフルエンザ等対策の基本方針を示すものであり、本行動計画をもとにマニュアル等を作成するなど具体的な対応を図るものとする。

また、本行動計画に基づき、全庁が一体となり取組みを推進し、対策を実施することが必要である。

なお、本行動計画が対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、政府行動計画及び県行動計画と同様に、以下のとおりである。

○感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ」という。）

○感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

本行動計画は、新型インフルエンザ等に関する最新の知見を取り入れ見直す必要があり、また、政府行動計画及び県行動計画が変更された場合、適時適切に変更を行うものとする。

Ⅱ 新型インフルエンザ等対策実施に関する基本的な方針

1 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

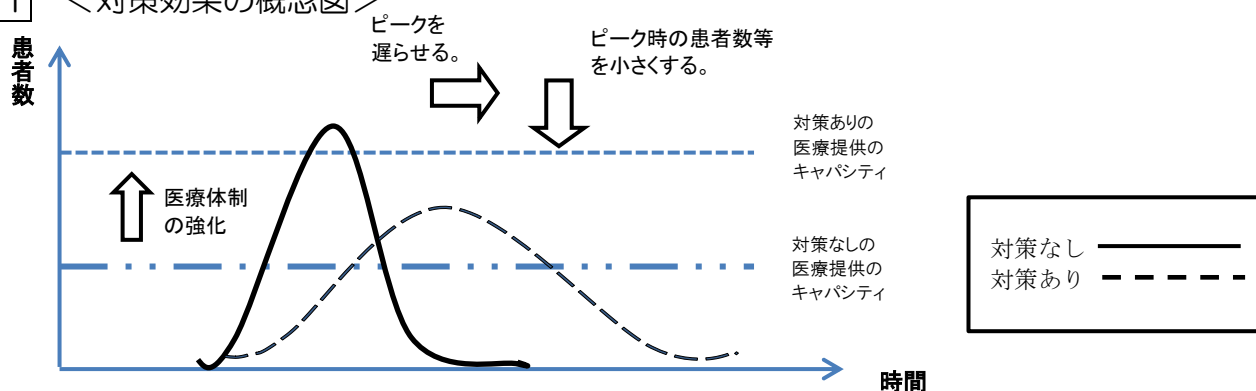
新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することや、発生そのものを阻止することは不可能であり、万一発生すれば、市民の生命や健康、経済活動にも大きな影響を与えかねない。

新型インフルエンザ等については、長期的には多くの市民が罹患することが考えられるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療提供のキャパシティを超えてしまうことを念頭におきつつ、本市としては、新型インフルエンザ等対策を危機管理に関わる重要な課題と位置づけ、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある。

(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。

- ・感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備等や国が行うワクチン製造のための時間を確保する。
- ・流行のピーク時の患者数等なるべく少なくして、医療体制の負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ・適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

図1 <対策効果の概念図>



(2) 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- ・地域での感染対策等により、欠勤者の数を減らす。
- ・業務継続計画の作成・実施等により、医療の提供の業務又は市民生活及び市民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

2 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。過去のインフルエンザのパンデミックの経験等を踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。

本計画においては、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況に対応できるよう、本市の特性を加味し、対策の選択肢を示すものである。

【本市の特性】

本市は、東京湾に面した千葉県北西部に位置し、千葉市・船橋市・八千代市に隣接し、面積 20.99 km² 県内でも小さな面積、高い人口密度となっている。

図2 習志野市地図



主要交通である鉄道が市内中心部を横断し、5路線7駅（内、乗り換え駅3駅）が設置され、鉄道へのアクセスが大変優れており、東京都への通勤通学者の比率が高い。

京葉道路・東関東自動車道の高速道路、国道14号・国道357号の国道等、

数多くの道路や谷津船橋インターチェンジが設置され、交通網が発達しており、都心まで約30分、成田空港まで約40分と交通至便な地域となっている。

西部地区には、ラムサール条約に登録されている谷津干潟があり、渡り鳥の飛来する場所となっている。

また、住みやすい地域社会をつくるために、町会・自治会等やまちづくり会議の自治組織が地域のまとめ役として役割を果たし、民生委員・児童委員、高齢者相談員などは、地域に根ざしたきめ細かい活動を展開している。

習志野市社会福祉協議会は、公共性・公平性の高い、市民に最も身近に関わる社会福祉法人として、地域福祉を推進する中心的役割を担っている。

そこで、本市においては、地理的特性、地域的特性、科学的知見、人の移動等及び国や他自治体の対策を視野に入れながら、医療体制、受診行動の特徴、関係団体や地域組織等との関係も考慮しつつ、各種対策を総合的・効果的に組み合わせるバランスのとれた戦略を目指すこととする。

その上で、新型インフルエンザ等の発生前から流行が収まるまでの状況に応じて次の点を柱とする一連の流れをもった戦略を確立する。

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、病原性・感染力等の病原体の特徴、流行の状況、その他の状況等を踏まえ、人権への配慮、対策の有効性や、実行の可能性及び対策そのものが市民生活及び市民経済に与える影響等を総合的に勘案し、行動計画等で記載するもののうちから、実施すべき対策を選択する。

(1) 発生に備えた事前の準備

発生前の段階では、本市における実施体制の構築及び業務継続計画等の作成、地域における医療体制の整備、市民等に対する啓発、近隣市町村との連携体制の確認など、発生に備えた事前の準備を行うことが重要である。

(2) 病原体の市内侵入スピードの抑制

新型インフルエンザ等が海外で発生した場合、病原体の国内への侵入を防ぐことは不可能であるということを前提として対策を講じる必要がある。国や県が行う対策への協力により、病原体の市内侵入の時期をできる限り遅らせることが重要である。

(3) 感染拡大スピードの抑制

県内発生当初の段階では、県は、患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染のおそれのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の投与、病原性に応じては、不要不急の外出自粛

要請や施設の使用制限を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講じ、市はこれに協力する。

また、新感染症の場合には治療法がない場合もあり、ワクチン開発や治療法確立までに、流行のピークを迎えることがないよう、市民の積極的な感染対策による感染拡大スピードの抑制が重要となる。

(4) 情報収集による適切な対策

国内外の発生当初等、病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ最も被害が大きい場合を想定し、強力な対策を実施するが、常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、適切な対策へと切り替えることとする。

また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小もしくは、中止を図るなど見直しを行うこととする。

(5) 社会全体で取り組む感染対策

市内で感染が拡大した段階では、市は国、県、医療関係団体、事業者等と相互に連携して、医療の確保や市民生活・市民経済の維持のために最大限の努力を行う必要があるが、社会は緊張し様々な事態が生じることが予想される。従って、初期の想定どおりには進まないことが考えられるため、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していく必要がある。

事態によっては、地域の実情に応じて、県等と協議の上、柔軟に対策を講じることができるようし、医療機関も含めた現場が動きやすくなるよう配慮工夫を行う。

新型インフルエンザ等への対策は、県が実施する不要不急の外出自粛や施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小による接触機会の抑制など、医療対応以外の感染対策と、ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等を含めた医療対応を組み合わせる総合的に行うことが必要である。

特に医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込むなどの対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。

事業者の従業員のり患等により、一時期、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを市民に呼びかけることも必要である。

また、新型インフルエンザ等のまん延による医療体制の限界や、社会的混

乱を回避するためには、行政機関等による対策（公助）だけでは限界があり、事業者等も含め市民一人ひとりが、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や、必要物品の備蓄等の準備を行うこと（自助）や、地域でのお互いの支えあいによる取組みができること（共助）が大変重要である。

新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いなど、季節性インフルエンザに対する基本的な対策を継続することが基本となる。特に治療薬やワクチンが無い可能性が高い SARS のような新感染症が発生した場合、公衆衛生対策がより重要である。

3 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

本市と県及び近隣市町村等は、新型インフルエンザ等発生前及び発生時に、特措法その他の法令、それぞれの行動計画又は業務計画に基づき、相互に連携・協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

(1) 基本的人権の尊重

県は、新型インフルエンザ等対策の実施にあたっては、基本的人権を尊重することとし、医療関係者への医療等の実施の要請等、不要不急の外出の自粛要請、学校・興行場等の使用制限等の要請等、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用、緊急物資の運送、特定物資の売渡しの要請等の実施に当たって、市民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため、必要最小限のものとする。

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、市民に対して十分に説明し、理解を得る。

(2) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザや新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であることにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する。

(3) 関係機関相互の連携協力の確保

習志野市新型インフルエンザ等対策本部（以下「市対策本部」という。）は、国や県、近隣市町村の対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

市対策本部長は、千葉県対策本部長に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう必要に応じて要請する。

(4) 記録の作成・保存

市は、新型インフルエンザ等の発生以降、対策の実施に係る記録を作成し、保存し公表する。

4 新型インフルエンザ等発生時の被害と影響について

(1) 新型インフルエンザ等の発生時の被害想定について

新型インフルエンザは、発熱、咳といった初期症状や飛沫感染、接触感染が主な感染経路と推測されるなど、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられるが、鳥インフルエンザ（A/H5N1）等に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い致死率となり、甚大な健康被害が引き起こされることが懸念される。

行動計画策定にあたっては、有効な対策を考える上で、患者数等の流行規模に関する数値を想定するが、実際に新型インフルエンザ等が発生した場合、これらの想定を超える事態も、下回る事態もあり得るということを念頭に置いて対策を検討することが重要である。

新型インフルエンザ等の流行規模は、病原体側の要因（出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等）や宿主側の要因（人の免疫の状態等）、社会環境など多くの要素に左右される。また、病原性についても高いものから低いものまでさまざまな場合があり、その発生の時期も含め、事前にこれらを正確に予測することは不可能である。

市行動計画を策定するにあたっては、国が示した過去に世界で大流行したインフルエンザのデータから一つの例として想定した推計結果を、本市（平成22年国勢調査では、習志野市人口164,530人で全国人口128,057,352人の0.13%）に当てはめることで、被害想定を行った。

表1 【被害想定条件】

- り患率：25%（国・県想定と同様）
- 致命率：中等度 0.53%、重度 2.0%（国・県想定と同様）

		国	千葉県	習志野市
医療機関受診者数		1300万～ 2500万人	63万～ 121万人	1万7千～ 3万3千人
入院患者数	中等度	約 53万人	約 2.6万人	約 690人
	重度	約 200万人	約 9.7万人	約 2,600人
死亡者数	中等度	約 17万人	約 0.8万人	約 220人
	重度	約 64万人	約 3.1万人	約 830人
1日当たり 最大入院患 者数	中等度	約 10.1万人	約 0.49万人	約 130人
	重度	約 39.9万人	約 1.94万人	約 520人

【留意点】

- これらの推計は、新型インフルエンザワクチン、抗インフルエンザウイルス薬等の効果や、現在の医療体制、衛生状況等を一切考慮していないことに留意する必要がある。
- これらの被害想定については多くの議論があり、科学的知見が十分といえないことから、国は最新の科学的知見の収集に努め、必要に応じて見直しを行うこととしている。
- 新感染症については、被害を想定することは困難であるが、新感染症の中で、全国かつ急速なまん延のおそれがあるものは新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きく、国家の危機管理として対する必要があることから、併せて対策の対象としている。そのため、新型インフルエンザの発生を前提とした被害想定を参考に、新感染症も含めた対策を検討・実施することとなることから、今までの知見に基づき飛沫感染・接触者感染への対策を基本としつつも、空気感染対策も念頭に置く必要がある。

（２）新型インフルエンザ等の発生時の社会への影響について

新型インフルエンザ等による社会・経済への影響の想定には多くの議論があるが、以下のような影響が一つの例として想定される。

- 市民の２５％が、流行期間（約８週間）にピークを作りながら順次り患する。り患者は１週間から１０日間程度欠勤する。り患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後治癒し（免疫を得て）、職場に復帰する。
- ピーク期（約２週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって５％程度と考えられるが、従業員自身のり患のほか、家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時（約２週間）には従業員の最大４０％程度が欠勤するケースが想定される。

5 対策推進のための役割分担

新型インフルエンザ等対策を推進するにあたり、関係機関等の役割を以下に示す。

(1) 国の役割

新型インフルエンザ等が発生した時は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努め、WHO、その他の国際機関及びアジア諸国、その他諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。

新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」（以下「関係省庁対策会議」という。）の枠組みを通じ、政府一体となった取組みを総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

新型インフルエンザ等の発生時には、「政府対策本部」の下で「基本的対処方針」を決定し、対策を強力に推進する。その際、医学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きつつ対策をすすめる。

新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認められるときは、特措法に基づき、新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）を行い、必要な措置を講ずる。

国は、緊急事態措置の必要がなくなった場合は、解除宣言を行う。

(2) 県の役割

国が定める基本的対処方針に基づき、県域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体として、感染症対策の中心的な役割を担い、地域医療体制の確保や感染拡大の抑制に関し主体的な判断と対応をする。

新型インフルエンザ等の発生前の段階から、「千葉県新型インフルエンザ等

対策連絡会議」などの枠組みを通じ、全庁的な取組を推進する。各部局庁では、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

さらに、国内外に限らず新型インフルエンザ等が発生した際には、「政府対策本部」の設置とともに、直ちに「千葉県新型インフルエンザ等対策本部」を設置し、同対策本部会議を通じて、迅速かつ的確な対策を実施していく。その後も必要に応じて同対策本部会議を開催する。

「千葉県新型インフルエンザ等対策本部専門部会」を必要に応じ開催し、発生段階に応じた具体的な対策を検討する。

また、必要に応じたまん延防止対策として、不要不急の外出自粛や施設の使用制限等の要請を行う。

市町村と緊密な連携を図り、市町村における対策の実施を支援するとともに、広域での対応が必要な場合には市町村間の調整を行う。

（３）市の役割

住民に最も近い行政単位として、地域住民に対する情報提供やワクチンの接種、独居高齢者や障がい者等要配慮者への生活支援などを適切かつ迅速に行うため、特措法に基づいた行動計画を作成し、地域の実情に応じた必要な対策を推進する。対策を実施するに当たっては、県や近隣市との緊密な連携を図る。

政府が緊急事態宣言を行った際には、速やかに市対策本部を設置し、必要な対策を実施する。対策を実施するに当たっては、県や近隣市と緊密な連携を図る。

（４）医療関係団体（三師会）・医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は新型インフルエンザ等の発生前から、地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や、必要となる医療資器材の確保等の準備を推進することが求められる。

国・県の要請により、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた診療継続計画の作成及び地域における医療連携体制の整備を進める。また、市の要請により、新型インフルエンザ等の発生状況に応じて、専門的立場から、市の対応策について検討する。

医療機関は、診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携して発生状況に応じて、新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含め医療を提供する。

(5) 指定（地方）公共機関の役割

指定（地方）公共機関は、特措法第2条第6項及び第7項に規定されている電気又はガスの供給、輸送、通信等の公益的事業を営む法人を指し、新型インフルエンザ等が発生した時は、特措法第3条第5項に基づき、その業務について、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

(6) 登録事業者の役割

医療関係者、公共サービス提供者、医薬品・食料品等の製造・販売事業者、運送事業者等については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の市民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、業務継続計画の策定や従業員への感染対策の実施等の準備に努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、業務継続計画を実行し、可能な限りその活動を継続するよう努める。

(7) 一般の事業所の役割

新型インフルエンザ等の発生に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から一部の事業を縮小することが望まれる。

特に、多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底など新型インフルエンザ等対策の実施に協力するよう努める。

また、市に協力して、情報が届きにくい人に配慮した情報提供や、新型インフルエンザ等発生時の要配慮者に対し、必要に応じて支援を行うよう努める。

(8) 市民の役割

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザにおいても行っている、手洗い・マスク着用・咳エチケット・うがい・人混みを避ける等の基本的な感染対策（以下、「基本的な感染対策」という。）を実践するよう努める。また、発生時に備えて、食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、国内、県内、市内における発生の状況や国、県、市等が実施している対策等についての正しい情報を得た上で、感染

拡大を抑えるため個人でできる基本的な感染対策を積極的に実施するよう努める。

【関係団体・市民団体の役割（社会福祉協議会・町会・自治会・民生委員・児童委員・高齢者相談員・消防団等）】

市に協力して、情報が届きにくい人に配慮した情報提供や、新型インフルエンザ等発生時の要配慮者に対し、必要に応じて支援を行うよう努める。

6 行動計画の主要6項目

本行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」及び「市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする」を達成するための戦略を実現する具体的な対策について、6項目に分けて立案している。

- (1) 実施体制
- (2) 情報収集・提供
- (3) 予防・まん延防止
- (4) 予防接種
- (5) 医療
- (6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

上記各項目に含まれる内容を以下に示す。

(1) 実施体制

新型インフルエンザ等対策を「習志野市の危機管理指針」における4つの危機（①災害、②武力攻撃事態等及び緊急処理事態、③新型インフルエンザ等感染症、④その他）のうちのひとつとして位置付け、庁内検討委員会において、市行動計画等の作成及び事前の進捗状況確認等により、関係部局における認識の共有を図るとともに、全庁一体となった取組みを推進する。

本市の実効性ある新型インフルエンザ等対策を整備するため、感染症に関する専門家、有識者、関係行政職員、市職員、その他市長が必要と認める者を委員とする審議会を設置し、市行動計画等の作成見直しにおいて調査審議を行う。

全市一体となった対策の実施のため、関係団体・市民団体・事業者・関係機関等との連携体制を整備する。

各部局は、相互に連携を図りつつ、行動計画等を実施するために必要な措置を講ずる。また、業務継続計画を作成し、新型インフルエンザ等の発生時においても各部局の重要業務を継続する体制を整える。特に指定管理施設や委託事業を所管する課は平常時より事業所と協議し、業務継続計画を実施できるよう連携を図る。

鳥インフルエンザの流行や新型インフルエンザ等が発生した疑いがあるとの情報を入手したときは、速やかに「習志野市新型インフルエンザ等連絡室」（以下「連絡室」という。）を設置し（図3）、関係機関等から情報収集と庁内、市民等への情報提供を積極的に行うとともに、対策本部の設置準備を行う。

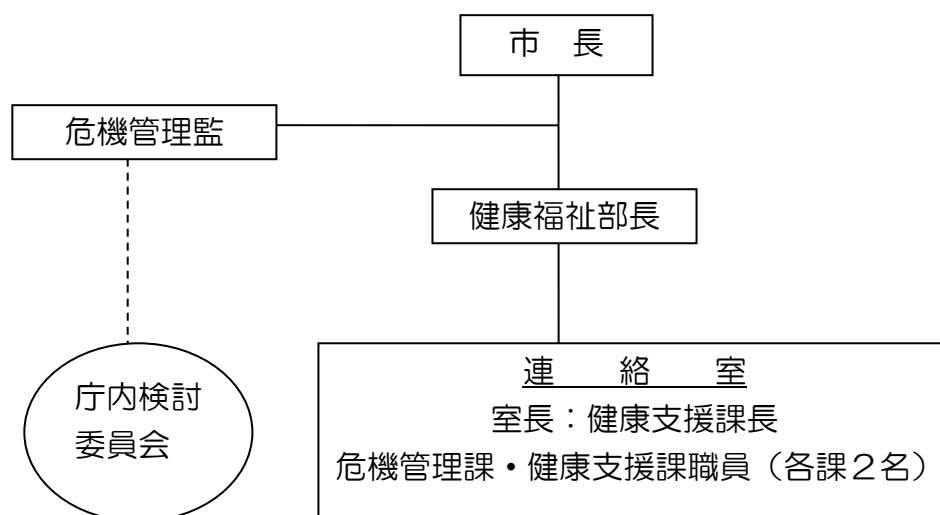
新型インフルエンザ等が発生し、国が特措法に基づく緊急事態宣言を行った

場合は、速やかに市長を本部長とする「市対策本部」(図4)を設置する。

なお、国内で新型インフルエンザ等が発生し、政府対策本部、県対策本部が設置された場合、庁内検討委員会等で協議の上、市長が必要と認めた場合は、市対策本部を設置する。

また、必要に応じて、審議会委員の内、感染症に関する専門家、有識者、関係行政職員、市職員、その他市長が必要と認める者を招集し、対応策の検討等を行い、市対策本部に進言する。

図3 習志野市新型インフルエンザ等連絡室



- ・連絡室の長は、健康支援課長とする。
- ・危機管理監は、健康福祉部長に指導・助言するとともに、場合によっては市長に助言する。
- ・危機管理監は、健康福祉部長からの要請に基づき市内検討委員会を開催する。
- ・市内検討委員会は、危機事案に関する情報を共有するとともに、対策本部体制への移行等について協議する。
- ・市内検討委員会で協議した結果、対策本部体制への移行が必要となった場合は、健康福祉部長が、市長に進言する。
- ・健康福祉部長は、連絡室からの情報を市長に報告するとともに、連絡室を指揮・監督する。
- ・市長を補佐する副市長には、図になくても報告等は当然行う。

図4 習志野市新型インフルエンザ等対策本部

習志野市新型インフルエンザ等対策本部組織図				(H28.4. 1 機構改革後)	

(2) 情報収集・提供

新型インフルエンザ等対策を適時適切に実施するためには、新型インフルエンザ等に関する様々な情報を国、県、関係機関等から系統的に収集・分析し判断につなげるとともに、その結果を市民はじめ関係団体等に迅速かつ定期的に提供し、効果的な対策に結び付けることが重要である。

ア 情報提供・共有の目的

市民生活に重大な影響を及ぼす危機管理上の重要な課題という共通の理解の下に、国、県、市、医療機関、事業者、市民の各々が自らの役割を認識し、十分な情報を基に判断し適切な行動をとることができるようにするため、対策の全ての段階、分野において、一方向性の情報提供だけでなく、情報共有や情報の受取手の反応の把握までも含むことに留意する。

イ 情報提供手段の選択

外国人、障がい者、高齢者など情報が届きにくい人にも配慮し、わかりやすい内容で、正確かつできるだけ迅速に情報が伝わるようにする。

情報提供手段の選択については、インターネット環境がない市民についても配慮するとともに、多岐にわたる広報手段を活用する。

【情報提供手段】

- ・ 防災行政無線（防災行政無線テレホンサービス、ケーブルテレビデータ放送を含む）
- ・ 習志野市ホームページ
- ・ 緊急情報サービス「ならしの」
- ・ 習志野市公式ツイッター
- ・ 広報車
- ・ 広報紙
- ・ 町内回覧
- ・ チラシの配布 等

ウ 発生前における市民等への情報提供

発生時の危機管理に対する情報提供だけでなく、予防対策として、発生前においても新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などについて、市民や医療機関、事業者等に情報提供し、十分に認識してもらうことが必要である。

特に児童、生徒等に対しては、学校は集団感染が発生するなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、健康福祉部や教育委員会等が連携して、感染症や基本的な感染症対策等について丁寧に情報提供して

いくことが必要である。

また、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること、個人レベルでの基本的な感染対策が全体の対策推進に大きく寄与することを、市民全体に伝え、発生前から認識の共有を図ることが重要である。

エ 発生時における市民等への情報提供及び共有

新型インフルエンザ等の発生時には、発生段階に応じて、国内外の発生状況、対策の実施状況等について、特に、対策の決定のプロセス（科学的知見を踏まえてどのような事項を考慮して、どのように判断がなされたのか等）や、対策の理由、対策の実施体制を明確にしながら、患者等の人権にも配慮して迅速かつわかりやすい情報提供を行う。

市民への情報提供に当たっては、媒体の中でもテレビ、新聞等のマスメディアの役割が重要であり、その協力が不可欠である。提供する情報の内容については、個人情報の保護と公益性とに十分配慮して伝える必要がある。また誤った情報が出た場合は、風評被害を考慮し、個々に打ち消す情報を発信する必要がある。

市民については、情報を受け取る媒体や受け取り方が千差万別であることが考えられるため、情報が届きにくい人にも配慮し、多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

オ 情報提供体制

情報提供に当たっては、提供する情報の内容について統一を図ることが肝要であり、情報を集約して一元的に発信する体制を構築する。市対策本部における広報担当者がマスメディア等に対し適時適切に情報を提供する。

市対策本部の指示により、広報班を中心としたチームを結成し、市対策本部の指示に基づき、関係団体・市民団体・事業者・関係機関等に適時適切に情報を提供する。

マスメディア・関係団体・市民団体・事業者・関係機関の協力の下、情報が届きにくい人に配慮してすべての市民に速やかに情報が行きわたる体制を整備する必要がある。また、マスメディア・関係機関からの問い合わせに対し、対応する。

さらに、コミュニケーションは双方向性のものであることに留意し、必要に応じ、地域において住民の不安等に応えるための説明の手段を講じるとともに、常に、発信した情報に対する情報の受取手の反応などを分析し、次の情報提供に活かしていくこととする。

(3) 予防・まん延防止

ア 予防・まん延防止の目的

新型インフルエンザ等のまん延防止対策は、流行のピークをできるだけ遅らせて、各種対策に必要な体制を確保するとともに、流行のピーク時の受診患者数等の増加を抑制し、入院患者数を最少にとどめることにより、医療体制の破綻を回避し、市民に必要な医療を提供する体制を維持することを目的とする。

イ 主なまん延防止対策について

個人における対策については、国内における発生の初期の段階から、新型インフルエンザ等の患者に対する入院措置や、患者等の濃厚接触者に対する感染を防止するための協力（健康観察・外出自粛の要請等）等の感染症法に基づく措置を行う。また、市民一人ひとりが基本的な感染対策を実践し、予防・まん延防止に努めるよう促す。

地域対策・職場対策については、国内における発生の初期の段階から、個人における対策の他、職場における季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策をより強化して実施する。

また、緊急事態宣言時には、必要に応じて県は、不要不急の外出の自粛要請を行うとともに、施設の使用制限の要請等を行う。

まん延防止対策には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、市内での対策の効果と影響を総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況に応じて、実施する対策を決定、実施している対策の縮小・中止を行う。

ウ 臨時休業等について

市立幼・小・中・高等学校等の臨時休業等の基準（発生状況及び件数に対する対応等）について、新型インフルエンザ等の病原性等を勘案し、市教育委員会が関係機関（県教育委員会、習志野健康福祉センター（保健所）等）と協議の上、市対策本部で決定する。

市立幼・小・中・高等学校等においては、市対策本部の決定した基準に基づき、学校保健安全法による臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖、休校）を適切に行う。

また、市内の私立等幼・小・中・高・大学等の設置者に対し、必要に応じ情報提供を行う。

市立保育所・他の施設等においては、市対策本部に諮り、臨時休業・臨

時休所等を適切に行う。

また、私立保育所等の設置者に対し必要に応じ情報提供を行う。

(4) 予防接種

ア ワクチンについて

新型インフルエンザ等対策におけるワクチンについては、製造の元となるウイルスの株や製造時期が異なるプレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンの2種類がある。

新感染症については、発生した感染症によってワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限定して記載する。

イ 特定接種

特定接種とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

(ア) 対象者

- a 「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって、厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（登録事業者）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）
- b 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
- c 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

(イ) 接種順位

国が基本的な考え方を提示しているが、実施にあたっては、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、さらに、その際の社会状況等を、政府対策本部において総合的に判断し、基本的対処方針により、接種総枠、対象、接種順位、その他関連事項を決定することになっている。

(ウ) 接種体制

登録事業者及び国家公務員については、国が実施主体となり、市職員については市が実施主体となる。実施は、原則として集団的接種によることとし、市職員については、接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制を構築する必要がある。

ウ 住民接種

特措法において、緊急事態措置のひとつとして住民に対する予防接種の枠組みができたことから、緊急事態宣言が行われている場合は、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項の規定（臨時の予防接種）により接種を行う。

一方、緊急事態宣言が行われていない場合については、予防接種法第6条第3項の規定（新臨時接種）による接種を行うこととなる。

（ア）接種体制

住民接種については、市が、原則として集団的接種により行う。このため未発生期から接種が円滑に行えるよう、医療関係者をはじめ関係機関等との協議により接種体制を構築しておく。

（イ）接種順位

接種順位については、政府行動計画において以下の4群に分類することを基本とし、発生した新型インフルエンザ等の病原性等を踏まえて、政府対策本部が決定する。

- a 医学的ハイリスク者（呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者）
 - ・基礎疾患を有する者
 - ・妊婦
- b 小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む）
- c 成人・若年者
- d 高齢者（ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いとされる群：65歳以上）

（ウ）留意点

危機管理事態における「特定接種」と「住民接種」の二つの予防接種全体の実施のあり方については、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性に係る基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、その際の医療提供・市民生活・市民経済の状況に応じて政府対策本部において総合的に判断し、決定する。

（５）医療

ア 基本的な考え方

新型インフルエンザ等が大規模にまん延した場合には、患者数の大幅な増加が予測されるが、地域の医療資源（医療従事者、病床数等）には限界があることから、県は、効率的・効果的に医療を提供できる体制を事前に計画し、地域医療体制の整備に当たっては、指定地方公共機関である医療機関や特定接種の登録事業者となる医療機関を含め、医療提供を行う医療機関や医療従事者への具体的支援についての十分な検討や情報収集を行う。

市は、県の要請に基づき、県に協力し、必要に応じて市の医師会に情報提供する。

イ 発生前における医療体制の整備について

市は、県が二次医療圏域又は習志野健康福祉センター（保健所）の所管区域を単位として行う対策会議（地区医師会、薬剤師会、中核的医療機関、市、消防関係者等の関係者からなる）に参加し、地域の実情に応じた医療体制の整備の推進に協力する。

ウ 発生時における医療体制の維持・確保

県内発生早期における医療の提供は、患者の治療とともに感染対策としても有効である可能性があることから、病原性が低いことが判明しない限り、原則として感染症法に基づき、新型インフルエンザ等の患者等を感染症指定医療機関もしくは協力医療機関等に入院させるようにするため、市は習志野健康福祉センター（保健所）と連携して、感染症病床等の利用計画を事前に確認しておく必要がある。

新型インフルエンザ等に感染している可能性がより高い発生国からの帰国者や県内患者の濃厚接触者への対応のために、県が整備する帰国者・接触者相談センターや帰国者・接触者外来等について市は、市民等に情報提供を行う。

県内感染期に移行した時は、帰国者・接触者外来を設置しての診療体制から一般の医療機関での診療体制に切り替えるため、市は、医師会等と連携、協力し地域での医療体制の確保を図る。また、必要に応じて医師会等と協議する。

患者や医療機関等から要請があった場合には、市は、国、及び県と連携し、関係機関の協力を得ながら、在宅で療養する患者への支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行う。

国は諸外国における備蓄状況や最新の医学的な知見等を踏まえ、抗インフルエンザ薬を、国民の45%に相当する量を目標として、国及び都道府県において計画的かつ安定的に備蓄を進めることとしている。

また、国は、インフルエンザウイルス株によっては、現在、備蓄に占める割合が高いオセルタミビルリン酸塩（商品名：タミフル）に耐性を示す場合もあることから、今後、備蓄薬を追加・更新する際に他の薬剤の備蓄割合を増やすことを検討することとしている。

市は、抗インフルエンザ薬の備蓄量や市内医療機関への流通について、県より情報を収集するよう努める。

（６）市民生活及び市民経済の安定の確保

新型インフルエンザ等は、多くの市民がり患し、各地域での流行が８週間程度続くと言われている。また、本人のり患や家族のり患等により、市民生活及び市民経済の大幅な縮小と停滞を招くおそれがある。

このため、新型インフルエンザ等発生時に、市民生活及び市民経済への影響を最小限にするため、県、近隣市町村、医療機関、指定（地方）公共機関及び登録事業者等は、特措法に基づき、事前に十分準備を行い、一般の事業所においても事前の準備を行うことが重要である。

7 発生段階

新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じてとるべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく。

本行動計画では、新型インフルエンザ等が発生する前から、海外での発生、国内での発生、まん延、小康期に至るまでを、それぞれの実情に応じた戦略に即して5つの発生段階に分類する。国全体での各発生段階の移行については、WHO の情報を参考としながら、海外や国内での発生状況を踏まえて、政府対策本部が決定し、それを公表する。

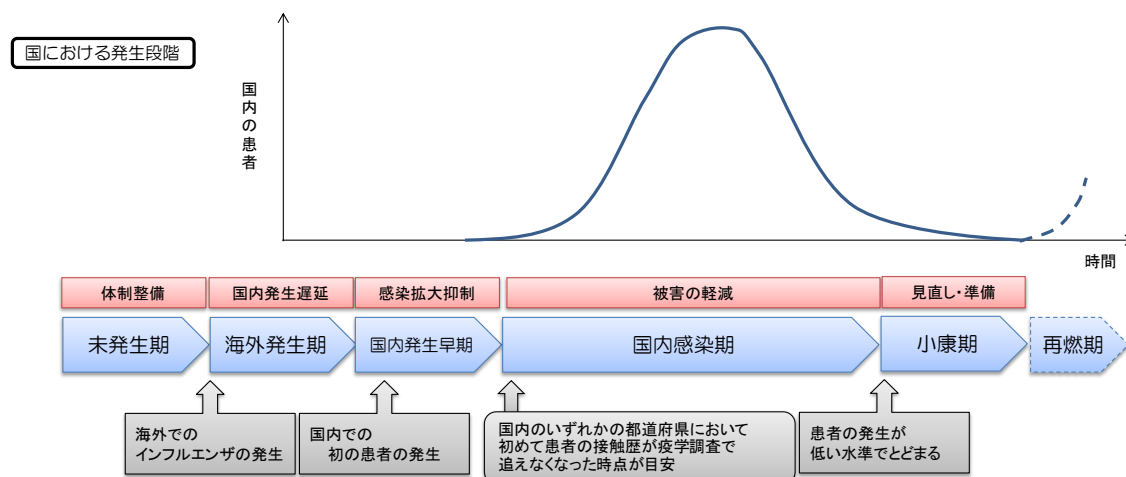
国が決定した発生段階の状況と千葉県の状況が異なる場合は、医療提供や感染対策等について、柔軟に対応する必要があることから、千葉県が発生段階を定め、その移行についても、必要に応じて県が判断する。

段階の期間は極めて短期間になる可能性があり、また必ずしも段階的に進行するとは限らないこと及び緊急事態宣言がされた場合には、対策の内容も変化することに留意が必要である。なお、緊急事態宣言に伴う緊急事態措置の実施は、区域、期間を定めて行われる。

表2 <発 生 段 階>

発生段階	状 態
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生早期	国内で新型インフルエンザ等が発生しているがすべての患者の接触歴を疫学調査で追える状態 [県内における発生段階] ・ 県内未発生期：県外で新型インフルエンザ等患者が発生しているが、県内では発生していない状態 ・ 県内発生早期：県内で新型インフルエンザ等患者が発生しているが、すべての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
国内感染期	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 [県内における発生段階] (県内未発生期・県内発生早期の場合もあり得る。) ・ 県内感染期：県内で新型インフルエンザ等患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態
小康期	新型インフルエンザ等患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

図5 国内における発生段階



Ⅲ 新型インフルエンザ等発生の各段階における対策

新型インフルエンザ等への対策は、社会全体で取り組むことで初めて効果が得られるものである。そこで、本項では、発生段階ごとに、市が行う対策を、状況、目的、対策の考え方、主要6項目を個別に記載するとともに、「市民」「関係団体・市民団体」「事業者」「関係医療団体・各医療機関等」のそれぞれが取り組むことを記載する。

個々の対策の具体的な実施時期は段階の移行時期とは必ずしも一致しないことや、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまでも目安として、必要な対策を柔軟に実施し、対策の実施や中止時期の判断の方法については、必要に応じてマニュアル等に定めることとする。

1 未発生期
(1) 状況 ・ 新型インフルエンザ等が発生していない状態。 ・ 海外において、鳥等のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染は見られていない状況。
(2) 目的 発生に備えて、体制の整備を行う。
(3) 対策の考え方 ア 新型インフルエンザ等は、いつ発生するかわからないことから、平時から警戒を怠らず、本行動計画等を踏まえ、国・県等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。 イ 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。

1-1 市が行う対策

(1) 実施体制

ア 行動計画等の作成（健康福祉部・総務部・全部局）

特措法の規定に基づき、審議会において意見を聴き、行動計画及びさらに詳細を定めたマニュアル等を検討作成し、必要に応じて見直しを行う。

イ 体制の整備及び連携強化（健康福祉部・総務部・全部局）

- ・ 取組み体制を整備・強化するために、初動対応にあたる体制の確立や情報共有、発生に備えた業務継続計画を作成する。
- ・ 国・県及びその関係機関、他の市町村等との連携・連絡体制を強化する。
- ・ 平素から関係団体・市民団体・事業者・関係機関等と、新型インフルエンザ等対策について共通理解し、連携を強化していく。
- ・ 新型インフルエンザ等の発生に対応するための必要な訓練を実施する。

(2) 情報収集・提供

ア 情報収集（健康福祉部）

国・県・他市町村・その他関係機関等、国内外の各機関等が提供する新型インフルエンザ等に関する様々な情報を収集するとともに、庁内における情報共有に努める。

【情報収集先】

- ・厚生労働省（国立感染症研究所、検疫所を含む。）
- ・千葉県健康福祉部

イ 情報提供・共有（全部局）

（ア）継続的な情報提供

- ・新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、各種媒体を活用し、市民・関係団体・市民団体・事業者・関係機関等に継続的にわかりやすい情報提供を行う。
- ・基本的な感染対策の普及を図る。
- ・災害等発生時の備えと同様、各家庭における食料・生活必需品等の備蓄の普及を図る。

（イ）情報提供体制の整備等（健康福祉部・総務部）

- ・新型インフルエンザ等発生時に、発生状況に応じた庁内及び市民・関係団体・関係機関等への情報提供について、内容、方法、媒体等を検討する。
- ・検討にあたっては、関係団体・市民団体・事業者・関係機関等の協力の下、外国人、障がい者、高齢者などのうち、情報が届きにくい人への対応に配慮する。
- ・一元的な情報提供を行うために、情報を集約してわかりやすく継続的に提供する体制を構築する。

（ウ）「新型インフルエンザ等相談窓口」設置の準備（健康福祉部）

- ・新型インフルエンザ等発生時、国・県からの要請により設置が必要になる「新型インフルエンザ等相談窓口」について準備を行う。

（３）予防・まん延防止

ア 個人における知識の普及（全部局）

- ・基本的な感染対策について知識の普及を図る。
- ・新型インフルエンザ等発生時に、個人における発症が疑われる場合は、県が設置する帰国者・接触者相談センターに連絡し指示を仰ぎ、感染を広げないよう不要の外出を控える、マスク着用等の感染対策（以下、「個人における発症が疑われる場合の感染対策」という。）について理解の促進を図る。

- ・県が緊急事態措置として行う不要不急の外出自粛要請等の対策について、理解の促進を図る。

イ 地域対策及び職場対策の周知（全部局）

- ・新型インフルエンザ等発生時に実施される、個人における対策のほか、地域や職場において基本的な感染対策について、周知を図るための準備を行う。
- ・県が緊急事態措置として行う施設の使用制限の要請等の対策について、理解を図るための準備を行う。

ウ 学校、保育所等の施設の使用制限の方針について検討する。市対策本部に諮り、学校保健安全法に基づく、学級閉鎖等を適切に行う。

（学校教育部・こども部・生涯学習部・関係部局）

（４）予防接種

ア 特定接種（総務部・健康福祉部）

- ・国が行う登録事業者の登録に協力する。
- ・特定接種の対象となる市職員をあらかじめ決定するとともに、集団接種体制を整備する。

イ 住民に対する予防接種（健康福祉部）

- ・国及び県の協力を得ながら、特措法第 46 条又は予防接種法第 6 条第 3 項に基づき、市内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種することができる体制の構築を図る。
- ・円滑な接種の実施のために、国及び県の技術的な支援を得て、あらかじめ近隣市町村間で広域的な協定を締結するなど、居住する市町村における接種を可能にするよう努める。
- ・速やかに接種することができるよう、習志野市医師会他関係機関等と協力し、国が示すマニュアル等に基づき、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種場所、時期、周知方法等、接種の具体的な実施方法等について準備を進める。

(5) 医療（健康福祉部・消防本部）

県が習志野健康福祉センター（保健所）の管轄区域を単位とし、習志野健康福祉センター（保健所）を中心として開催する対策会議に参加し、医療関係団体等の関係者と密接に連携を図りながら、県の要請に応じて地域の実情に応じた医療体制や患者の搬送体制の整備に協力する。

(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

ア 要配慮者への生活支援（健康福祉部）

県の要請を受けて、緊急事態宣言時等における、高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、関係団体・市民団体・事業者・関係機関等の協力の下、事前に要援護者を把握するとともに、その具体的な支援体制についての検討及び手続き等の準備を行う。

イ 火葬能力等の把握（健康福祉部）

県と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。

ウ 物資及び資材の備蓄等（全部局）

新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄するとともに施設及び設備を整備する。

1－2 市民が行うこと

- (1) 新型インフルエンザ等及びその対策に関する正しい情報を得る。
- (2) 基本的な感染対策の知識を得る。
- (3) 家庭における食料・生活必需品等の備蓄について理解し、準備を行う。
- (4) 緊急事態措置として県が行う外出自粛要請等の措置の実施について理解し、協力体制を整える。（医療機関への通院、食料の買い出し、職場への出勤など生活維持に必要な外出を除く。）

1－3 関係団体・市民団体（社会福祉協議会・町会・自治会・民生委員・児童委員・高齢者相談員・消防団等）が行うこと

- (1) 市に協力し、情報が届きにくい人に配慮して、すべての市民に正しい情報を速やかに提供する体制を検討する。

- (2) 市に協力し、新型インフルエンザ等の発生時に、支援が必要な人に対する支援体制について検討する。

1-4 事業者(商店会・大型店舗・介護サービス事業者・障がい福祉サービス事業者等)が行うこと

- (1) 職場で季節性インフルエンザの際にも実施する職場内の感染対策の周知をする。
- (2) 登録事業者については業務継続計画を作成する。
- (3) 市に協力し、情報が届きにくい人に配慮して、すべての市民に正しい情報を速やかに提供する体制を検討する。
- (4) 市に協力し、新型インフルエンザ等の発生時に、支援が必要な人に対する支援体制について検討する。
- (5) 緊急事態措置として、県の要請によって行われる、施設使用制限等対策の実施について理解し、協力体制を整える。(学校、社会福祉施設、興行場等多くの者が利用する施設等)

1-5 医療関係団体(三師会等含む)・各医療機関等(薬局等含む)が行うこと

- (1) 県の要請に応じて、地域における医療体制の整備に協力する。
- (2) 診療所・病院は、国・県の要請により診療継続計画を作成する。
- (3) 市が、住民に対して行う予防接種の準備に協力する。

2 海外発生期
(1) 状況 ・海外で新型インフルエンザ等が発生した状態。 ・国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態。 ・海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等様々な状況。
(2) 目的 ・新型インフルエンザ等の県内発生の遅延と早期発見に努める。 ・県内発生に備えて体制の整備を行う。
(3) 対策の考え方 ア 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。 イ 対策の判断に役立てるため、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。 ウ 県内で発生した場合には早期に発見できるよう、県が行う県内のサーベイランス・情報収集体制の強化に協力する。 エ 海外の発生状況について注意喚起するとともに、県内発生に備え、国及び県からの情報提供を受け、県内発生した場合の対策の準備を行うとともに、市民に対し、対策についての的確な情報提供を行い、準備を促す。 オ 市民生活の安定のための準備、プレパンデミックワクチン、パンデミックワクチンの接種体制構築等、県内発生に備えた体制整備を急ぐ。

2-1 市が行う対策

(1) 実施体制

ア 海外において、鳥インフルエンザの人への感染拡大や新型インフルエンザ等の発生が疑われる場合、健康支援課と危機管理課からなる連絡室を設置し、情報の収集・共有・分析を行い、庁内及び市民等に提供し情報共有に努めるとともに、市対策本部設置の準備を行う。(健康福祉部・総務部)

イ 国・県が対策本部を設置した場合は、連絡室において検討し、市長の判断により市対策本部設置の準備を行う。(健康福祉部・総務部)

(2) 情報収集・提供

ア 情報収集(健康福祉部)

未発生期に引き続き、国内外の新型インフルエンザ等に関する情報を収集

する。

イ 情報提供・共有（全部局）

- ・市民・関係団体・市民団体・事業者・関係機関等に対し、国・県から出される情報の他、新型インフルエンザ等発生状況、必要な対策等について、速やかに情報提供し、注意喚起を行う。その際には、利用可能なあらゆる媒体を活用し、関係団体・市民団体・事業者・関係機関等の協力の下、情報が届きにくい人に配慮しながら、県内外の発生状況と具体的な対策等について、その理由、実施主体を詳細にわかりやすく情報提供する。

（全部局）

- ・国、県からの要請に基づき、「新型インフルエンザ等相談窓口」を設置し、国や県から配布された Q&A 等を参考に、市民からの一般的な問い合わせに対応する。（健康福祉部）

（３） 予防・まん延防止（全部局）

- ・市民に対して、未発生期に引き続き、基本的な感染対策の普及を図る。
- ・市民に対して、未発生期に引き続き、個人における発症が疑われる場合の感染対策の普及を図る。

（４） 予防接種

ア 特定接種（総務部・健康福祉部）

国が示した特定接種の具体的な運用のもと、市職員に対して集団的接種を行うことを原則として、あらかじめ接種対象者とした者に対して、本人の同意を得て、接種を行う。

イ 住民に対する予防接種（健康福祉部）

国の要請により、全住民が速やかに接種できるよう、具体的な接種体制の準備をすすめる。

（５） 医療 （健康福祉部）

県から地域医療体制整備等に対する支援の要請があった場合、速やかに協力する。

（６） 市民生活及び市民経済の安定の確保

ア 事業者の対応（健康福祉部・協働経済部・企業局）

市内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、職場にお

ける感染対策を実施するための準備を行うよう要請する。

イ 市民・事業者への呼びかけ

- ・市民に対し、食料品、生活必需品等の購入にあたって、消費者としての適切な行動を呼びかける。（健康福祉部・協働経済部・総務部）
- ・市内事業者に対して、食料品、生活関連物資等の価格の高騰や、買占め売り惜しみが生じないよう呼びかける。（協働経済部）

ウ 遺体の火葬・安置等（健康福祉部）

火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

2-2 市民が行うこと

- （１）市や県が設置する「新型インフルエンザ等相談窓口」の活用等により、発生した新型インフルエンザ等の状況や必要な対策について情報を得る。
- （２）基本的な感染対策を実施する。
- （３）自らの感染が疑われる場合、帰国者・接触者相談センターに連絡し、指示を受ける。
- （４）市が行う住民へのワクチン接種に関する情報について理解する。

2-3 関係団体・市民団体（社会福祉協議会・町会・自治会・民生委員・児童委員・高齢者相談員・消防団等）が行うこと

- （１）市や県が設置する新型インフルエンザ等相談窓口の活用等により、発生した新型インフルエンザ等の状況や必要な対策についての情報を得る。
- （２）市に協力し、情報が届きにくい人に配慮して、市民に正しい情報を速やかに提供する。

2-4 事業者（商店会・大型店舗・介護保険事業所・障がい福祉サービス事業者等）が行うこと

- （１）市や県が設置する新型インフルエンザ等相談窓口の活用等により、発生した新型インフルエンザ等の状況や必要な対策についての情報を得る。
- （２）事業者従業員の健康管理の徹底と職場内の感染対策を実施する。
- （３）市に協力し、情報が届きにくい人に配慮して、市民に正しい情報を速やかに提供する。

2-5 医療関係団体（三師会等含む）・各医療機関等（薬局等含む）が行うこと

- （１）国・県が提供する新型インフルエンザ等の診断・治療に関する情報等を把握する。
- （２）県の要請に応じて地域における医療体制の整備に協力する。
- （３）市の依頼を受けて、市が職員に対して行う特定接種、及び住民に対する予防接種に協力する。
- （４）市の要請に応じて、地域における医療体制について、専門的立場から対応策の検討等を行う。

3 国内発生早期（県内未発生期～県内発生早期）

（１）状況

- ・国内発生早期（県内未発生期）
国内で新型インフルエンザ等患者が発生しているが、県内では発生していない状態。
- ・県内発生早期は、県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。

（２）目的

- ・県内での感染拡大をできる限り抑える。
- ・患者に適切な医療を提供する。
- ・感染拡大に備えた体制の整備を行う。

（３）対策の考え方

- ア 感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅延させるため、引き続き感染対策等を行う。緊急事態区域に指定された場合は、県内発生状況を踏まえ、緊急事態措置により、積極的な感染症対策等をとる。
- イ 医療体制や感染対策について周知するとともに、一人ひとりが取るべき行動について十分な理解を得るため、市民への積極的な情報提供を行う。
- ウ 国内や県内の患者数が少なく、症状や治療に関する臨床情報が限られている可能性が高いため、海外での情報収集に加えて、国内や県内の情報をできるだけ集約し、医療機関等に提供する。
- エ 新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、医療機関での院内感染対策を実施するよう要請する。
- オ 県内感染期への移行に備えて、医療提供体制の確保、市民生活及び市民経済の安定に備えた体制を整備する。
- カ 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。

3-1 市が行う対策

（１）実施体制

- ア 引き続き連絡室において、情報の集約・共有・分析を行い、庁内及び市民等に提供し情報共有に努めるとともに、市対策本部を設置できるよう準備を進める。（健康福祉部・総務部）

- イ 市対策本部が設置されている場合は、全庁的に対策を進める。

（健康福祉部・総務部）

ウ 国が緊急事態宣言を行った場合には、市長は、速やかに市対策本部を設置する。（健康福祉部・総務部）

（２） 情報収集・提供

ア 情報収集（健康福祉部）

引き続き、国内外の新型インフルエンザ等に関する情報を収集・分析する。

イ 情報提供・共有

（ア）情報提供（全部局）

市民・関係団体・市民団体・事業者・関係機関等に対し、国・県から出される情報の他、新型インフルエンザ等発生状況、必要な対策等について、速やかに情報提供し、注意喚起を行う。その際には、利用可能なあらゆる媒体を活用し、関係団体・市民団体・事業者・関係機関等の協力の下、情報が届きにくい人に配慮しながら、県内外の発生状況と具体的な対策等について、その理由、実施主体を詳細にわかりやすく情報提供する。

（イ）「新型インフルエンザ等相談窓口」の充実・強化（健康福祉部）

国や県が作成・配布した Q&A 改訂版等を活用するとともに相談窓口等の体制を充実・強化する。

（３） 予防・まん延防止

市内での感染対策

- ・市民、福祉施設、事業所等に対し、基本的な感染対策に加えて、時差出勤の実施等の感染対策を勧奨する。（健康福祉部・協働経済部）
- ・個人における発症が疑われる場合の感染対策の普及を図る。（各部局）
- ・事業者に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理、受診勧奨や職場における感染予防の徹底を要請する。（健康福祉部・協働経済部）
- ・コミュニティバスを含めた公共交通機関に対し、利用者へのマスク着用の呼びかけなど適切な感染予防策を講ずるよう要請する。（都市環境部）
- ・学校・幼稚園等の施設については、市対策本部に諮り、臨時休業等を適切に行う。（学校教育部・こども部）
- ・その他の施設については、市対策本部に諮り、臨時休業等を適切に行う。（各部局）

緊急事態宣言が行われている場合の措置

(3-1) 県内の区域が指定されている場合、市は、上記の対策に加え、国の基本的対処方針に基づき、県が必要に応じて講じる以下のア～ウの対策に対し、適宜協力する。

ア 外出自粛（健康福祉部・各部局）

特措法第45条第1項に基づき、県知事は住民に対し、期間と区域を定めて、生活の維持に必要な場合を除き、みだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請する。

イ 施設の使用制限（健康福祉部・学校教育部・こども部・各部局）

特措法第45条第2項に基づき、県知事は学校、保育所、介護老人保健施設等に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、県知事は特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。要請・指示を行った際には、県知事は特措法第45条第4項に基づき、その施設名を公表する。

ウ 施設の使用制限（イ 以外の施設）（全部局）

特措法第24条第9項に基づき、県知事は学校、保育所、介護老人保健施設等以外の施設について、職場を含めた感染対策の徹底の要請を行う。要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対し、県知事は特措法第45条第2項に基づき、施設の使用制限、または基本的な感染対策の徹底の要請を行う。要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、県知事は特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。要請・指示を行った際には、県知事は特措法第45条第4項に基づき、その施設名を公表する。

(4) 予防接種

住民に対する予防接種（健康福祉部）

- ・国が決定した住民に対する予防接種の優先対象者、接種順位等に関する情報を周知する。
- ・パンデミックワクチンの供給が可能になり次第、県及び習志野市医師会や関係機関等の協力を得て住民に対する予防接種を開始する。実施にあたり、原則として市の区域内に居住する者を対象に集団的接種を行う。

緊急事態宣言が行われている場合の措置

(4-1) 住民に対する予防接種（健康福祉部・学校教育部）

国の基本対処方針の変更を踏まえ、特措法第 46 条の規定に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項に規定する住民に対する臨時の予防接種を実施する。

(5) 医療（健康福祉部）

海外発生期に引き続き、県から地域医療体制整備等について支援の要請があった場合は、速やかに協力する。

(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

ア 事業者の対応（健康福祉部・協働経済部・企業局）

市内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、職場における感染対策を開始するよう要請する。

イ 市民・事業者への呼びかけ

- ・引き続き、市民に対し、食料品、生活必需品等の購入にあたって、消費者としての適切な行動を呼びかける。

（健康福祉部・協働経済部・政策経営部）

- ・引き続き、市内事業者に対して、食料品、生活関連物資等の価格の高騰や、買占め売り惜しみが生じないように呼びかける。（協働経済部）

ウ 遺体の火葬・安置等（健康福祉部）

引き続き、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保を行う。

緊急事態宣言が行われている場合の措置

市域が緊急事態措置の実施区域に指定されている場合は、上記の対策に加え、国の基本的対処方針に基づき、以下の対策を講じる。

エ ガス及び水の安定供給（企業局）

ガス及び水の供給事業者として、業務計画に定めるところにより、ガス及び水の供給に支障をきたさないよう必要な措置等、緊急事態においてガス及び水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じる。

オ サービス水準に係る市民への呼びかけ（健康福祉部・政策経営部）

県とともに、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、市民に対し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可

能性を許容すべきことを呼びかける。

カ 生活関連物資等の価格の安定等（政策経営部）

市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買い占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視する。必要に応じ、小売業等関係事業者団体に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

キ 市内公共交通機関への協力依頼（政策経営部）

コミュニティバスを含めた公共交通機関に対し、業務計画に定めるところにより、緊急事態において必要な措置を講じるよう依頼を行う。

3-2 市民が行うこと

- （１）新型インフルエンザ等に対する相談がある時は、市に設置する「新型インフルエンザ等相談窓口」を利用する。
- （２）基本的な感染対策を実施する。
- （３）自らの感染が疑われる場合、帰国者・接触者相談センターに連絡し、指示を受ける。
- （４）公共の交通機関利用時には、時差出勤、マスク着用などの感染対策を行う。
- （５）新型インフルエンザ等に有効なワクチンが製造された場合、市が行う住民へのワクチン接種についての情報（接種場所、接種順位など）を得て、接種対象者となった場合は速やかに接種を受ける。
- （６）食料品、生活必需品の購入に当たっては、消費者として適切な行動をとる。

＜緊急事態措置の区域になった場合＞

- （７）感染拡大防止のための外出自粛、施設の使用制限などの対策を理解し協力する。
- （８）従業員の欠勤等により、事業者のサービス水準が低下することについて理解する。

3-3 関係団体・市民団体（社会福祉協議会・町会・自治会・民生委員・児童委員・高齢者相談員・消防団等）が行うこと

- （１）市や県が設置する新型インフルエンザ等相談窓口の活用等により、発生した新型インフルエンザ等の状況や必要な対策についての情報を得る。
- （２）市に協力して、情報が届きにくい人への情報提供や、支援の必要な人への生活支援等を行う。

3-4 事業者（商店会・大型店舗・介護保険事業所・障がい福祉サービス事業者等）が行うこと

- （１）市や県が設置する新型インフルエンザ等相談窓口の活用等により、発生した新型インフルエンザ等の状況や必要な対策についての情報を得る。
- （２）事業者従業員の健康管理の徹底と職場内の感染対策を行う。
- （３）事業者従業員が新型インフルエンザ等の感染が疑われる状態になった場合、帰国者・接触者相談センターに連絡し、指示を受けるよう勧める。
- （４）食料品、生活関連物資等の価格の高騰や、買い占め売り惜しみが生じないように努める。
- （５）市に協力して、情報が届きにくい人への情報提供や、支援の必要な人への生活支援等を行う。

＜緊急事態措置の区域になった場合＞

- （６）県からの要請を受けた場合、施設の使用制限等を行う。
- （７）生活関連物資等の供給を確保し、便乗値上げが生じないようにする。

3-5 医療関係団体（三師会等含む）・各医療機関等（薬局等含む）が行うこと

- （１）国・県が提供する新型インフルエンザ等の診断・治療に関する情報等を把握する。
- （２）国・県からの要請に応じて地域における医療体制の整備に協力する。
- （３）患者が増加した場合は、国からの要請により一般の医療機関での診療体制に移行する。
- （４）市の依頼を受けて、市が職員に対して行う特定接種、及び住民に対する予防接種に協力する。

4 国内感染期（県内感染早期～県内感染期）
（１）状況 ・県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追うことができなかった状態。 ・感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。
（２）目的 ・医療体制を維持する。 ・健康被害を最小限に抑える。 ・市民生活・市民経済への影響を最小限に抑える。
（３）対策の考え方 ア 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染防止策から被害軽減に切り替える。ただし、状況に応じた一部の感染対策を継続し、感染拡大をなるべく抑えるように努める。 イ 状況に応じた医療体制や感染拡大防止策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知するとともに、市民一人ひとりがとるべき行動について、わかりやすく、積極的に情報提供を行う。 ウ 流行のピーク時の入院患者や重症患者数をなるべく少なくして、医療体制への負荷を軽減する。 エ 医療体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにすることで健康被害を最小限にとどめる。 オ 欠勤者の拡大が予測されるが、最低限の市民生活を維持するため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。 カ 医療体制の負荷を軽減するため、住民接種を早急に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。 キ 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策を縮小もしくは中止する。

4-1 市が行う対策

（１）実施体制

ア 市対策本部を中心とした対策の実施（健康福祉部・総務部・全部局）

市対策本部は、国・県の対処方針や県内及び市内の患者発生状況を迅速に把握し、庁内及び市民等との情報共有に努めるとともに、関係機関等の協力を得ながら、市域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進を図る。

緊急事態宣言が行われている場合の措置

市域が緊急事態措置の実施区域に指定されている場合は、上記の対策に加え、国の基本的対処方針に基づき、必要に応じ以下の対策を講じる。

イ 他の地方公共団体による代行、応援等（総務部）

新型インフルエンザ等のまん延により本市が緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法の規定に基づき以下の措置を活用する。

- ・ 県知事に対する事務代行の要請（法第38条）
- ・ 県知事又は他の市町村長に対する応援の要求（法第39条～第40条）
- ・ 指定行政機関の長又は特定指定公共機関に対する職員派遣の要請（法第42条）

（2）情報収集・提供

ア 情報収集（健康福祉部）

引き続き国内外の新型インフルエンザ等に関する情報を収集する。

イ 情報提供・共有

（ア）情報提供（全部局）

引き続き、市民・関係団体・市民団体・事業者・関係機関等に対し、国・県から出される情報の他、新型インフルエンザ発生状況、必要な対策等について、速やかに情報提供し、注意喚起を行う。その際には、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、関係団体・市民団体・事業者・関係機関等の協力の下、情報が届きにくい人に配慮しながら、県内外の発生状況と具体的な対策等について、その理由、実施主体を詳細にわかりやすくできる限り速やかに情報提供する。

（イ）「新型インフルエンザ等相談窓口」の継続（健康福祉部）

相談窓口の運営を継続し、市民の相談に対応する。

（3）予防・まん延防止

市内での感染対策

- ・ 引き続き、市民、福祉施設、事業所等に対し、時差出勤の実施を含む、基本的な感染対策を勧奨する。（全部局）
- ・ 引き続きコミュニティバスを含めた公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染予防策を講じるよう要請する。

（都市環境部）

- ・市対策本部に諮り、臨時休業等を適切に行う。（学校教育部・こども部）
- ・その他の施設については、市対策本部に諮り、臨時休業等を適切に行う。
（各部局）

緊急事態宣言が行われている場合の措置

（３－１）県内の区域が指定されている場合、市は、上記の対策に加え、県が基本的対処方針に基づき、必要に応じて講じる以下のア～ウの対策に対し、適宜協力する。

ア 外出自粛（健康福祉部・各部局）

特措法第 45 条第 1 項に基づき、県知事は住民に対し、期間と区域を定めて、生活の維持に必要な場合を除き、みだりに外出しないことや基本的な感染予防策の徹底を要請する。

イ 施設の使用制限（健康福祉部・学校教育部・こども部・各部局）

特措法第 45 条第 2 項に基づき、県知事は学校、保育所、介護老人保健施設等に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、県知事は特措法第 45 条第 3 項に基づき、指示を行う。要請・指示を行った際には、県知事は特措法第 45 条第 4 項に基づき、その施設名を公表する。

ウ 施設の使用制限（②以外の施設）（全部局）

特措法第 24 条第 9 項に基づき、県知事は学校、保育所、介護老人保健施設以外の施設について、職場を含めた感染対策の徹底の要請を行う。要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第 11 条に定める施設に限る。）に対し、県知事は特措法第 45 条第 2 項に基づき、施設の使用制限、または基本的な感染対策の徹底の要請を行う。要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認める時に限り、県知事は特措法第 45 条第 3 項に基づき、指示を行う。要請・指示を行った際には、県知事は特措法第 45 条第 4 項に基づき、その施設名を公表する。

(4) 予防接種

住民に対する予防接種（健康福祉部）

ワクチンが供給可能になり次第、緊急事態宣言が出されていない場合は、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。市民に対し予防接種に関する情報提供を行う。

緊急事態宣言が行われている場合の措置

(4-1) 住民に対する予防接種（健康福祉部・学校教育部）

特措法第46条に基づく予防接種を進める。

(5) 医療

ア 地域医療体制の整備（健康福祉部）

県から地域医療体制整備等について支援の要請があった場合、速やかに協力する。

イ 在宅療養者への支援（健康福祉部・消防本部）

国や県と連携し、関係団体・市民団体・事業者・関係機関等に協力を得ながら、患者や医療機関等から要請があった場合は、在宅で療養する患者への支援（見回り、訪問看護、訪問診療、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行う。

(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

ア 事業者の対応（健康福祉部・協働経済部・企業局）

引き続き、市内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、職場における感染対策を講じるよう要請する。

イ 市民・事業者への呼びかけ

- ・引き続き、市民に対し、食料品、生活必需品等の購入にあたって、消費者としての適切な行動を呼びかける。

（健康福祉部・協働経済部・政策経営部）

- ・引き続き、市内事業者に対して、食料品、生活関連物資等の価格の高騰や、買占め売り惜しみが生じないように呼びかける。（政策経営部）

ウ 遺体の火葬・安置等（健康福祉部）

引き続き、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保を行う。

緊急事態宣言が行われている場合の措置

市域が緊急事態措置の実施区域に指定されている場合は、上記の対策に加え、国の基本的対処方針に基づき、以下の対策を講じる。

エ ガス及び水の安定供給（企業局）

ガス及び水の供給事業者として、業務計画に定めるところにより、ガス及び水の供給に支障をきたさないよう必要な措置等、緊急事態においてガス及び水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じる。

オ サービス水準に係る市民への呼びかけ（健康福祉部・政策経営部）

県とともに、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、市民に対し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。

カ 生活関連物資等の価格の安定等（協働経済部）

- ・市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買い占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視する。
- ・必要に応じ、小売業等関係事業者団体に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。
- ・生活関連物資等の需給、価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談・情報収集窓口の充実を図る。
- ・市は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じる恐れがあるときは、それぞれの行動計画等で定めるところにより、適切な措置を講じる。

キ 市内公共交通機関への協力依頼（政策経営部、都市環境部）

コミュニティバスを含めた公共交通機関に対し、業務計画に定めるところにより、緊急事態において必要な措置を講じるよう依頼を行う。

ク 要配慮者への生活支援（健康福祉部・消防本部）

市は、国・県及び関係団体・市民団体・事業者・関係機関等協力のもと、在宅の高齢者、障がい者等の要配慮者への生活支援（見回り、介護、訪問介護、訪問診療、食事の提供等）、医療機関等への搬送、死亡時の対応等を行う。

ケ 埋葬・火葬の特例等（健康福祉部）

- ・県の要請を受けて、火葬場の管理者に対し、可能な限り火葬炉を稼働させるよう要請する。
- ・県の要請を受けて、死亡者が増加し火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。

- ・埋葬及び火葬を円滑に行うことが困難となった場合、国が、緊急の必要性があると認め、当該市町村長以外の市町村長による埋葬及び火葬の特例を定めた場合は、市民への周知に協力する。
- ・埋葬又は火葬を行おうとする者が、埋葬又は火葬を行うことが困難な場合で、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認める時は、国が定めるところにより埋葬又は火葬を行う。

4-2 市民が行うこと

- (1) 市や県が設置する新型インフルエンザ等相談窓口の活用等により、発生している新型インフルエンザ等の状況や必要な対策について情報を得る。
- (2) 基本的な感染対策を実施する。
- (3) 公共の交通機関利用時には、マスク着用などの感染対策を行う。
- (4) 新型インフルエンザ等に有効なワクチンが製造された場合、市が行う住民へのワクチン接種についての情報（接種場所、接種順位など）を得て、接種対象者となったときは速やかに受ける。
- (5) 自らが新型インフルエンザ等の感染が疑われる状態になった場合、患者になった場合、また濃厚接触者になった場合の対処を適切に実施する。
- (6) 食料品、生活必需品の購入に当たっては、消費者として適切な行動をとる。

＜緊急事態措置の区域になった場合＞

- (7) 感染拡大防止のための外出自粛、施設の使用制限などの対策を理解し協力する。
- (8) 従業員の欠勤等により、事業者のサービス水準が低下することについて理解する。
- (9) 市が発信するその他の緊急事態措置について情報を得て、必要な支援を受ける。

4-3 関係団体・市民団体（社会福祉協議会・町会・自治会・民生委員・児童委員・高齢者相談員・消防団等）が行うこと

- (1) 市や県が設置する新型インフルエンザ等相談窓口の活用等により、発生した新型インフルエンザ等の状況や必要な対策についての情報を得る。
- (2) 市に協力し、情報が届きにくい人に配慮して、市民に正しい情報を速やかに提供する。
- (3) 市に協力し、在宅療養者の見守り等必要な支援を行う。

<緊急事態措置の区域になった場合>

- (4) 市に協力し、要配慮者への見守り等必要な支援を行う。

4-4 事業者（商店会・大型店舗・介護保険事業所・障がい福祉サービス事業者等）が行うこと

- (1) 市や県が設置する新型インフルエンザ等相談窓口の活用等により、発生した新型インフルエンザ等の状況や必要な対策についての情報を得る。
- (2) 事業者従業員の健康管理の徹底と職場内の感染対策を行う。
- (3) 事業者従業員が新型インフルエンザ等の感染が疑われる状態になった場合は、受診勧奨する。
- (4) 食料品、生活関連物資等の価格の安定供給に努める。
- (5) 市に協力し、在宅療養者への見守り等必要な支援を行う。

<緊急事態措置の区域になった場合>

- (6) 県からの要請を受けた場合、施設の使用制限等を行う。
- (7) 生活関連物資等の価格の安定供給に努める。
- (8) 市に協力し、要配慮者への見守り等必要な支援を行う。

4-5 医療関係団体（三師会等含む）・各医療機関等（薬局等含む）が行うこと

- (1) 国・県が提供する新型インフルエンザ等の診断治療に関する情報等を把握する。
- (2) 県の要請に応じて地域における医療体制の整備に協力する。
- (3) 市の依頼を受けて、市が職員に対して行う特定接種、及び住民に対する予防接種に協力する。
- (4) 市に対し、必要に応じて在宅療養者への支援を要請し、市が行う支援に協力する。

5 小康期
(1) 状況 ・ 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。 ・ 大流行はいったん終息している状態。
(2) 目的 ・ 市民生活・市民経済の回復を図り、流行の第二波に備える。
(3) 対策の考え方 ・ 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資機材等の調達等、第一波による医療提供体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。 ・ 第一波の終息及び第二波の発生の可能性やそれに備える必要性について市民に情報提供する。 ・ 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。 ・ 第二波の流行による影響を軽減するため、住民に対する予防接種を進める。

5-1 市が行う対策

(1) 実施体制

ア 対処方針の変更（全部局）

国が基本的対処方針を変更し、小康期に入った旨及び措置の縮小・中止をする措置などに係る小康期の対処方針を公示した場合は、その対応を行う。

イ 緊急事態措置の解除（健康福祉部・総務部）

国が緊急事態措置の必要がなくなり解除宣言を行った場合は、関係機関に周知する。

【緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認める時】

- ・ 患者数、ワクチン接種者数等から、多くの国民が新型インフルエンザ等に対する免疫を獲得したと考えられる場合
- ・ 患者数が減少し、医療提供の限界内に収まり、社会経済活動が通常ベースで営まれるようになった場合
- ・ 当初想定したよりも、新規患者数、重症化・死亡する患者数が少なく、医療提供の限界内に抑えられる見込みがたった場合など

ウ 対策の評価・見直し（健康福祉部・総務部）

これまでの各段階における対策の評価を行い、必要に応じ、本市行動計画及びマニュアル等の見直しを行う。

エ 国が緊急事態宣言解除を行った場合は、速やかに市対策本部を廃止する。
(健康福祉部・総務部)

オ 市対策本部廃止後は、連絡室において、情報収集に努めるとともに、流行の第二波に備える。(健康福祉部・総務部)

(2) 情報収集・共有

ア 情報収集(健康福祉部)

引き続き国内外から、新型インフルエンザ等について、必要な情報を収集する。

イ 情報提供(全部局)

小康期に入ったことを市民に周知するとともに、流行の第二波の発生に備え、市民に情報提供と注意喚起を行う。

ウ 「新型インフルエンザ等相談窓口」の縮小(健康福祉部)
状況を見ながら、相談窓口体制を縮小する。

(3) 予防・まん延防止(全部局)

流行の第二波に備え、市民、事業者等に対して、基本的な感染対策を継続するよう呼びかける。

(4) 予防接種(健康福祉部)

流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

緊急事態宣言が行われている場合の措置

(4-1) 市民に対する予防接種

緊急事態宣言が継続している場合は、国の基本的対処方針に基づき、国、県と連携し、流行の第二波に備えて、特措法第46条に基づく住民に対する予防接種を進める。(健康福祉部)

(5) 医療

県と連携し、地域医療体制を新型インフルエンザ等発生前の体制に戻すことに協力する。(健康福祉部)

(6) 市民生活の安定の確保

市民への呼びかけ（健康福祉部・協働経済部・政策経営部）

必要に応じ、引き続き市民に対し、食料品・生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかける。

5-2 市民が行うこと

- (1) 緊急事態措置の解除や小康期に入ったことについて情報を得る。
- (2) 第二波に備えて、個人レベルの感染対策を継続する。
- (3) 第二波に備えて、必要に応じて予防接種を受ける。
- (4) 食料品、生活必需品の購入に当たっては、消費者として適切な行動をとる。

5-3 関係団体・市民団体（社会福祉協議会・町会・自治会・民生委員・児童委員・高齢者相談員・消防団等）が行うこと

- (1) 緊急事態の解除や小康期に入ったことについて情報を得る。
- (2) 市とともに、第二波に備えての個人レベルの感染対策の継続や注意喚起の呼びかけを行う。

5-4 事業者（商店会・大型店舗・介護保険事業所・障がい福祉サービス事業者等）が行うこと

- (1) 緊急事態措置の解除や小康期に入ったことについて情報を得る。
- (2) 第二波に備えて感染対策を継続する。
- (3) 事業の実施体制を通常に戻す。

5-5 医療関係団体（三師会等含む）・各医療機関等（薬局等含む）が行うこと

- (1) 緊急事態措置の解除や小康期に入ったことについて情報を得る。
- (2) 第二波に備えて住民接種に協力する。
- (3) 診療体制を通常に戻す。

【用語の解説】

※アイウエオ順

○ 帰国者・接触者外来

新型インフルエンザ等の発生国から帰国した者又は患者と濃厚に接触した者で、発熱・呼吸器症状等を有する者に係る診療を行う外来。都道府県等が地域の実情において対応する医療機関を決定する。

○ 帰国者・接触者相談センター

新型インフルエンザ等の発生国から帰国した者又は患者と濃厚に接触した者で、発熱・呼吸器症状等がある者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談センター。（国の要請により、都道府県等が設置）

○ 季節性インフルエンザ

インフルエンザの原因となるインフルエンザウイルスは、A型、B型、C型に大きく分類され、インフルエンザウイルスの抗原性が小さく変化しながら毎年世界中のヒトの間で流行している。これを季節性インフルエンザとよぶ。

平成 23 年 3 月 31 日の時点で「新型インフルエンザ」と呼ばれていたインフルエンザ（H1N1）2009 ウイルスについては、世界に流行が拡がり、多くの国民が新型インフルエンザに対して免疫を獲得し、季節的な流行を繰り返すようになったことから、平成 23 年 4 月より通常の季節性インフルエンザとして取り扱うこととされた。

○ 業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）

事業者が、事業継続のための「重要業務（継続業務）」を選定するとともに、業務及び組織を継続するために「縮小・休止する業務」を記載するもの。（業務継続計画の作成は、登録事業者として満たすべき基準の一つ）

○ 緊急事態宣言

新型インフルエンザ等が国内で発生し、まん延の危険があると政府が判断した場合に行われる。（特措法施行令第 6 条で定める要件に該当する事態が発生したと認められるとき）

○ 緊急事態措置

緊急事態宣言が行われている時に、国民の生命及び健康を保護し生活及び経済に及ぼす影響が最小限になるようにするため、区域・期間を決めて実施する措置のこと。

○ **再興型インフルエンザ**

過去に世界的に流行したインフルエンザで、現在の国民の多くが免疫を獲得していないことから、全国的なまん延により、生命及び健康に重大な影響を与える恐れのあるもの。

○ **在宅療養者**

医療や介護等を必要とし、在宅で療養をしている者。

○ **指定公共機関**

独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるもの。

○ **指定地方公共機関**

都道府県の区域において医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社、その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人のうち、政令で定めるもの以外のもので、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するもの。

○ **住民接種**

住民に対して行う予防接種で、市町村が実施主体となる。接種対象者を下記の4群に分類し、接種順位については、国が決定する基本的な考え方により行われる。

【接種順位】

- (1) 医学的ハイリスク者（基礎疾患を有する者、妊婦）
- (2) 小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により接種が受けられない小児の保護者を含む）
- (3) 成人・若年者
- (4) 高齢者（65歳以上の者）

○ **新型インフルエンザ**

新たに人から人に感染する能力を有することになったウイルスを病原体とするインフルエンザ。

○ **新型インフルエンザ等**

特措法及びそれに基づく行動計画等の対象とする感染症。

感染症法第 6 条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症（新型インフルエンザ・再興型インフルエンザ）及び、感染症法第 6 条第 9 項に規定する新感染症。

○ **新感染症**

既知の感染症と病状、治療結果等が明らかに異なるもので、病状の過程が重篤で、まん延により生命及び健康に重大な影響を与える恐れのあるもの。

○ **診療継続計画**

医療機関において新型インフルエンザ等の発生時においても医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めて作成するもの。

○ **新臨時接種**

新型インフルエンザ等緊急事態宣言が行われていない場合に、予防接種法第 6 条第 3 項の規定により行われる住民接種。

○ **致命率**

流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者のうち、死亡した者の割合。

○ **登録事業者**

医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの。

○ **特措法**

新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 24 年法律第 31 号)

病原性が高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となることを目的に、国、地方公共団体、指定公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別措置を定めたもの。

○ 特定接種

特措法第28条に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民の経済の安定を確保するために行うもの。政府対策本部長が、緊急の必要があると認める時に、臨時に行われる予防接種（住民接種に先立ち開始）

【対象者】

- （１）「医療提供業務」又は「国民生活及び経済の安定に寄与する業務」を行う事業者で、厚生労働大臣の登録を受けている事業者（登録事業者）のうち、上記業務に従事する者
- （２）新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
- （３）新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

○ 鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排せつ物等に濃厚に接触した場合に限られている。ヒトからヒトへの感染は極めて稀で、患者と長時間にわたり感染防止策を取らずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。

○ パンデミックワクチン

新型インフルエンザ等が発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。

○ プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザ等が発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン。

○ り患

病気にかかること。

○ 要配慮者

高齢者、障がい者等、新型インフルエンザ等が市内にまん延した際に、生活支援等が必要となる者。（対象者は、地域防災計画「要配慮者支援マニュアル」における「要配慮者」を基本とする。）

【用語の定義】

○ 基本的感染対策

手洗い・マスク着用・咳エチケット・うがい・人混みを避ける等の基本的な感染対策。

○ 基本的対処方針

新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部長が、政府行動計画に基づき、新型インフルエンザ等対策として実際に講じる対策についての基本的方針を定めるもの。

○ 緊急事態宣言が行われている場合の措置において「特に必要があると認めるとき」

特措法第45条第2項に基づき行われる施設の使用制限において、施設管理者等が県の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延防止や、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民の混乱を回避することができないと判断されるとき。

○ 情報が届きにくい人

外国人、障がい者、高齢者など。

○ 三師会

習志野市医師会、習志野市歯科医師会、習志野市薬剤師会

資料

- 1 習志野市新型インフルエンザ等対策審議会
- 2 習志野市危機管理に関する庁内検討委員会
- 3 習志野市新型インフルエンザ等対策本部条例
- 4 新型インフルエンザ等対策特別措置法（抜粋）

1 習志野市新型インフルエンザ等対策審議会

(1) 審議会設置条例

平成25年10月2日
条例第22号

(設置)

第1条 本市に新型インフルエンザ等及び感染症対策のため、習志野市新型インフルエンザ等対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新型インフルエンザ等 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等をいう。
- (2) 感染症 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条の感染症（新型インフルエンザ等を除く。）その他の重篤な感染症をいう。

(職務)

第3条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について、調査審議する。

- (1) 新型インフルエンザ等対策に係る行動計画に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか新型インフルエンザ等対策に関し必要な事項に関すること。
- (3) 感染症対策に関すること。

(組織)

第4条 審議会は、委員25人以内で組織する。

(委員)

第5条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 新型インフルエンザ等及び感染症に関し専門知識を有する者
- (2) 学識経験者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 市の職員
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第7条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、新型インフルエンザ等対策担当課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する

(2) 委員名簿

H28.4.1 改正

氏 名	所 属	区 分
黒田 文伸	千葉県済生会習志野病院	第1号 新型インフルエンザ等及び感染症に関し専門知識を有する者
豊崎 哲也	習志野市医師会	第2号 学識経験者
板谷 賢二	習志野市歯科医師会	
宇野 弘展	習志野市薬剤師会	
土屋 寛敏	習志野市人権擁護委員	
江口 弘久	習志野健康福祉センター（保健所）長	第3号 関係行政機関の職員
	習志野市立小中学校長会	
遠山 慎治	健康福祉部長	第4号 市の職員
太田 清彦	危機管理監	
酒井 薫	消防長	
齋藤 秀明	協働経済部長	
櫻井 健之	学校教育部長	
武石 厚司	習志野市障がい者地域共生協議会	第5号 その他市長が必要と認めた者
菅野 千秋	介護保険事業者連絡協議会	
杉山 啓子	習志野市社会福祉協議会	
高橋 勝	習志野市連合町会連絡協議会	
増田 美代子	習志野市民生委員児童委員協議会	
西山 洋子	習志野市高齢者相談員協議会	
風見 一輝	習志野市商店会連合会	
澤田 元良	習志野商工会議所大型店連絡協議会	
三代川 彦博	習志野市消防団	

(3) 検討経過

日程・会場	会議名・議事
平成25年12月16日(月) 消防本部5階 講堂	平成25年度 第1回習志野市新型インフルエンザ等対策審議会 (1) 会議の公開について (2) 習志野市における新型インフルエンザ等対策について (3) 習志野市新型インフルエンザ等対策行動計画 骨子(案)について (4) その他
平成26年3月19日(水) 消防本部5階 講堂	平成25年度 第2回習志野市新型インフルエンザ等対策審議会 (1) 習志野市新型インフルエンザ等対策の取組みについて (2) 感染症の発生状況について(情報提供) (3) その他
平成26年5月12日(月) 教育委員会1階大会議室	平成26年度 第1回習志野市新型インフルエンザ等対策審議会 (1) 新型インフルエンザ等対策行動計画(素案)について(諮問) (2) その他
平成26年7月18日(金) 教育委員会1階大会議室	平成26年度 第2回習志野市新型インフルエンザ等対策審議会 (1) 新型インフルエンザ等対策行動計画(素案)について (2) その他
平成27年1月19日(金) 教育委員会1階大会議室	平成26年度 第3回習志野市新型インフルエンザ等対策審議会 (1) 習志野市新型インフルエンザ等対策行動計画について (2) 新型インフルエンザ等対策業務継続計画について (3) 新型インフルエンザ等対策市民団体等マニュアルについて (4) その他

平成 28 年 1 月 26 日(火)	平成 27 年度 第 1 回習志野市新型インフルエンザ等対策審議会 (1) 新型インフルエンザ等対策訓練について（報告） (2) 住民接種マニュアルについて（報告） (3) 新型インフルエンザ等対策市民団体のマニュアルについて（審議） (4) その他
---------------------	---

2 習志野市危機管理に関する庁内検討委員会

習志野市危機管理に関する庁内検討委員会設置要領

一部改正 平成 26 年 12 月 8 日

平成 28 年 4 月 1 日

(設置)

第1条

習志野市危機管理に関する検討を行うため、習志野市危機管理に関する庁内検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条

検討委員会は、次の各号に掲げる事項について協議及び検討する。

- (1) 習志野市危機管理指針に関すること。
- (2) 習志野市地域防災計画策定に関すること。
- (3) 前号に掲げるもののほか、習志野市における危機管理に関し必要な事項。

(組織)

第3条

委員は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

(任期)

第4条

委員の任期は、第2条各号に規定する協議及び検討作業が完了するまでの間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条

1 検討委員会には委員長及び副委員長を置き、委員長には危機管理監、副委員長には総務部次長の職にある者をもって充てる。

2 委員長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第6条

1 検討委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 検討委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

（関係者の出席）

第7条

委員長が必要のあると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

（庶務）

第8条

検討委員会の庶務は、総務部危機管理課において処理する。

（委任）

第9条

この要領に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、会長が検討委員会に諮って定める。

附則

この要領は平成 24 年 6 月 7 日から施行する。

附則

この要領は平成 26 年 12 月 8 日から施行する。

附則

この要領は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第3条）

委 員	
1 <u>危機管理監</u>	10 消防本部次長
2 <u>総務部次長</u>	11 業務部次長
3 <u>政策経営部次長</u>	12 工務部次長
4 <u>協働経済部次長</u>	13 議会事務局次長
5 <u>健康福祉部次長</u>	14 <u>監査事務局次長</u>
6 <u>都市環境部次長</u>	15 農業委員会事務局長
7 <u>こども部次長</u>	16 選挙管理委員会事務局次長
8 <u>学校教育部次長</u>	17 会計課長
9 <u>生涯学習部次長</u>	

(2) 検討経過

日程	議事
第5回 平成25年 8月21日(水)	・習志野市における新型インフルエンザ等対策について(これまでの経過、市の役割) ・行動計画等の作成について
第6回 平成25年 10月21日(月)	・習志野市新型インフルエンザ等対策行動計画について ・習志野市新型インフルエンザ等対策行動計画の概要
第7回 平成26年 1月31日(金)	・新型インフルエンザ等対策実施体制について ・新型インフルエンザ等対策における各部の業務分担(案) ・新型インフルエンザ等対策行動計画等作成スケジュール(案)
第8回 平成26年 3月18日(火)	・新型インフルエンザ等対策として市が行う項目についての意見(報告) ・新型インフルエンザ等対策行動計画の全体像 ・新型インフルエンザ等対策行動計画 総論(案)
第9回 平成26年 5月29日(木)	・新型インフルエンザ等対策行動計画について ・各所管課業務継続計画について ・各所管課マニュアルについて
第10回 平成26年 7月14日(月)	・新型インフルエンザ等発生時の行政対応訓練・研修ツール(DVD) (国・県・習志野市の対応について共通理解を図る～) ・新型インフルエンザ等対策行動計画について(情報提供体制・臨時休業等) ・新型インフルエンザ等対策における各部の業務分担(案) →各部局取りまとめ提示
第11回 平成26年 10月16日(木)	・新型インフルエンザ等対策行動計画について ・業務継続計画作成担当者会議について

3 習志野市新型インフルエンザ等対策本部条例

平成25年3月25日

条例第5号

(目的)

第1条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第37条において準用する法第26条の規定に基づき、習志野市新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 新型インフルエンザ等対策本部長（以下「本部長」という。）は、新型インフルエンザ等対策本部の事務を総括する。

2 新型インフルエンザ等対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、新型インフルエンザ等対策本部の事務を整理する。

3 新型インフルエンザ等対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、新型インフルエンザ等対策本部の事務に従事する。

4 新型インフルエンザ等対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、市の職員のうちから、市長が任命する。

(会議)

第3条 本部長は、新型インフルエンザ等対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、新型インフルエンザ等対策本部の会議（次項において「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第35条第4項の規定に基づき、国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、新型インフルエンザ等対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

（委任）

第5条 この条例に定めるもののほか、新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、法の施行の日から施行する。

4 新型インフルエンザ等対策特別措置法（抜粋）

（平成二十四年五月十一日）

（法律第三十一号）

（目的）

第一条 この法律は、国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、かつ、これにかかった場合の病状の程度が重篤となるおそれがあり、また、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがあることに鑑み、新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画、新型インフルエンザ等の発生時における措置、新型インフルエンザ等緊急事態措置その他新型インフルエンザ等に関する事項について特別の措置を定めることにより、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号。以下「感染症法」という。）その他新型インフルエンザ等の発生の予防及びまん延の防止に関する法律と相まって、新型インフルエンザ等に対する対策の強化を図り、もって新型インフルエンザ等の発生時において国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 新型インフルエンザ等 感染症法第六条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症及び同条第九項に規定する新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）をいう。
- 二 新型インフルエンザ等対策 第十五条第一項の規定により同項に規定する政府対策本部が設置された時から第二十一条第一項の規定により当該政府対策本部が廃止されるまでの間において、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関がこの法律及び感染症法その他の法律の規定により実施する措置をいう。
- 三 新型インフルエンザ等緊急事態措置 第三十二条第一項の規定により同項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされた時から同条第五項の規定により同項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言がされる

までの間において、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関がこの法律の規定により実施する措置をいう。

四 指定行政機関 次に掲げる機関で政令で定めるものをいう。

イ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機関

ロ 内閣府設置法第三十七条及び第五十四条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第一項並びに国家行政組織法第八条に規定する機関

ハ 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法第十六条第二項並びに国家行政組織法第八条の二に規定する機関

ニ 内閣府設置法第四十条及び第五十六条並びに国家行政組織法第八条の三に規定する機関

五 指定地方行政機関 指定行政機関の地方支分部局（内閣府設置法第四十三条及び第五十七条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）並びに宮内庁法第十七条第一項並びに国家行政組織法第九条の地方支分部局をいう。）その他の国の地方行政機関で政令で定めるものをいう。

六 指定公共機関 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び医療、医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第一項に規定する医薬品をいう。以下同じ。）、医療機器（同条第四項に規定する医療機器をいう。以下同じ。）又は再生医療等製品（同条第九項に規定する再生医療等製品をいう。以下同じ。）の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるものをいう。

七 指定地方公共機関 都道府県の区域において医療、医薬品、医療機器又は再生医療等製品の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社（地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）第一条の地方道路公社をいう。）その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）のうち、前号の政令で定めるもの以外のもので、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が

指定するものをいう。

（平二五法八四・一部改正）

（国、地方公共団体等の責務）

第三条 国は、新型インフルエンザ等から国民の生命及び健康を保護し、並びに新型インフルエンザ等が国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、並びに地方公共団体及び指定公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

2 国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査及び研究を推進するよう努めるものとする。

3 国は、世界保健機関その他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保するとともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力を推進するよう努めるものとする。

4 地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生したときは、第十八条第一項に規定する基本的対処方針に基づき、自らその区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、及び当該地方公共団体の区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。

5 指定公共機関及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、この法律で定めるところにより、その業務について、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

6 国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等対策を実施するに当たっては、相互に連携協力し、その的確かつ迅速な実施に万全を期さなければならない。

（市町村行動計画）

第八条 市町村長は、都道府県行動計画に基づき、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を作成するものとする。

2 市町村行動計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関す

る事項

二 市町村が実施する次に掲げる措置に関する事項

イ 新型インフルエンザ等に関する情報の事業者及び住民への適切な方法による提供

ロ 住民に対する予防接種の実施その他の新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置

ハ 生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置

三 新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項

四 新型インフルエンザ等対策の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項

五 前各号に掲げるもののほか、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策に関し市町村長が必要と認める事項

3 市町村長は、市町村行動計画を作成する場合において、他の地方公共団体と関係がある事項を定めるときは、当該他の地方公共団体の長の意見を聴かなければならない。

4 市町村長は、市町村行動計画を作成したときは、都道府県知事に報告しなければならない。

5 都道府県知事は、前項の規定により報告を受けた市町村行動計画について、必要があると認めるときは、当該市町村長に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

6 市町村長は、市町村行動計画を作成したときは、速やかに、これを議会に報告するとともに、公表しなければならない。

7 第六条第五項及び前条第七項の規定は、市町村行動計画の作成について準用する。

8 第三項から前項までの規定は、市町村行動計画の変更について準用する。

（市町村対策本部の設置及び所掌事務）

第三十四条 新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされたときは、市町村長は、市町村行動計画で定めるところにより、直ちに、市町村対策本部を設置しなければならない。

2 市町村対策本部は、当該市町村が実施する当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事務をつかさどる。

（市町村対策本部の組織）

第三十五条 市町村対策本部の長は、市町村対策本部長とし、市町村長をもって充てる。

2 市町村対策本部に本部員を置き、次に掲げる者をもって充てる。

一 副市町村長

二 市町村教育委員会の教育長

三 当該市町村の区域を管轄する消防長又はその指名する消防吏員（消防本部を置かない市町村にあっては、消防団長）

四 前三号に掲げる者のほか、市町村長が当該市町村の職員のうちから任命する者

3 市町村対策本部に副本部長を置き、前項の本部員のうちから、市町村長が指名する。

4 市町村対策本部長は、必要があると認めるときは、国の職員その他当該市町村の職員以外の者を市町村対策本部の会議に出席させることができる。

（市町村対策本部長の権限）

第三十六条 市町村対策本部長は、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、当該市町村が実施する当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置に関する総合調整を行うことができる。

2 市町村対策本部長は、特に必要があると認めるときは、都道府県対策本部長に対し、都道府県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する新型インフルエンザ等緊急事態措置に関する総合調整を行うよう要請することができる。この場合において、都道府県対策本部長は、必要があると認めるときは、所要の総合調整を行わなければならない。

3 市町村対策本部長は、特に必要があると認めるときは、都道府県対策本部長に対し、指定行政機関及び指定公共機関が実施する新型インフルエンザ等緊急事態措置に関する第二十四条第四項の規定による要請を行うよう求めることができる。

4 市町村対策本部長は、第一項の総合調整を行うため必要があると認めるときは、都道府県対策本部長に対し、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に関し必要な情報の提供を求めることができる。

- 5 市町村対策本部長は、第一項の総合調整を行うため必要があると認めるときは、当該総合調整の関係機関に対し、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求めることができる。
- 6 市町村対策本部長は、当該市町村の教育委員会に対し、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求めることができる。
- 7 市町村対策本部長は、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、都道府県対策本部長に対し、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に関し必要な要請をすることができる。

第二節 まん延の防止に関する措置

（感染を防止するための協力要請等）

第四十五条 特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため必要があると認めるときは、当該特定都道府県の住民に対し、新型インフルエンザ等の潜伏期間及び治癒までの期間並びに発生状況を考慮して当該特定都道府県知事が定める期間及び区域において、生活の維持に必要な場合を除きみだりに当該者の居宅又はこれに相当する場所から外出しないことその他の新型インフルエンザ等の感染の防止に必要な協力を要請することができる。

- 2 特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため必要があると認めるときは、新型インフルエンザ等の潜伏期間及び治癒までの期間を考慮して当該特定都道府県知事が定める期間において、学校、社会福祉施設（通所又は短期間の入所により利用されるものに限る。）、興行場（興行場法（昭和二十三年法律第百三十七号）第一条第一項に規定する興行場をいう。）その他の政令で定める多数の者が利用する施設を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者（次項において「施設管理者等」という。）に対し、当該施設の使用の制限若しくは停止又は催物の開催の制限若しくは停止その他政令で定める措置を講ずるよう要請することができる。
- 3 施設管理者等が正当な理由がないのに前項の規定による要請に応じないとき

は、特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、当該施設管理者等に対し、当該要請に係る措置を講ずべきことを指示することができる。

- 4 特定都道府県知事は、第二項の規定による要請又は前項の規定による指示をしたときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。

（住民に対する予防接種）

第四十六条 政府対策本部は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときは、基本的対処方針を変更し、第十八条第二項第三号に掲げる重要事項として、予防接種法第六条第一項の規定による予防接種の対象者及び期間を定めるものとする。

- 2 前項の規定により予防接種法第六条第一項の規定による予防接種の対象者を定めるに当たっては、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に及ぼす影響並びに国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮するものとする。

- 3 第一項の規定により基本的対処方針において予防接種法第六条第一項の規定による予防接種の対象者及び期間が定められた場合における同法の規定の適用については、同項中「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と、「行い、又は市町村長に行うよう指示する」とあるのは「行う」と、同条第二項中「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事を通じ市町村長」と、同法第二十五条第一項中「市町村（第六条第一項の規定による予防接種については、都道府県又は市町村）」とあるのは「市町村」とする。

- 4 前項に規定する場合においては、予防接種法第二十六条及び第二十七条の規定は、適用しない。

- 5 市町村長は、第三項の規定により読み替えて適用する予防接種法第六条第一項の規定による予防接種の円滑な実施のため必要があると認めるときは、指定行政機関の長及び都道府県知事に対して、物資の確保その他の必要な協力を求めることができる。この場合において、協力を求められた指定行政機関の長及び都道府県知事は、正当な理由がない限り、協力を拒んではならない。

- 6 第三十一条第二項から第五項までの規定は、第三項の規定により読み替えて適

用する予防接種法第六条第一項の規定による予防接種について準用する。この場合において、第三十一条第二項から第四項までの規定中「厚生労働大臣及び都道府県知事」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。

（平二五法八・一部改正）

平成２８年 ４月発行

習志野市新型インフルエンザ等対策行動計画

作成・発行 〒２７５－８６０１

千葉県習志野市鷺沼１－１－１

千葉県習志野市健康福祉部健康支援課

☎：０４７（４５１）１１５１（代表）

ファクス：０４７（４５１）４８２２

E－m a i l：kenkosien@city.narashino.lg.jp

ホームページ：http://www.city.narashino.lg.jp